

令和7年9月  
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

令和7年9月5日

○出席議員 14人

1番 戸 部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢弥 君
4番 長 田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克巳 君
7番 狩 野 光一 君	8番 久我 恵子 君	9番 寺尾 重雄 君
10番 戸坂 健一 君	11番 佐藤 啓史 君	12番 岩瀬 洋男 君
14番 岩瀬 義信 君	15番 末吉 定夫 君	

○欠席議員 1人

13番 松崎 栄二 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 照川 由美子 君	副市長 竹下 正男 君
副市長 加藤 正倫 君	教育長 岩瀬 好央 君
総務課長 屋代 浩 君	企画課長 水野 伸明 君
財政課長 鈴木 和幸 君	情報政策課長 高橋 吉造 君
消防防災課長 窪田 正 君	税務課長 小野寺 千枝 君
市民課長 田中 めぐみ 君	高齢者支援課長 篠宮 寛敬 君
福祉課長 渡邊 弘則 君	こども未来応援課長 土馬 健太郎 君
生活環境課長 渡邊 知幸 君	都市建設課長 栗原 幸雄 君
農林水産課長 君塚 恒寿 君	観光商工課長 岩瀬 由美子 君
会計課長 吉田 智絵 君	学校教育課長 紫関 左恭 君
生涯学習課長 渡邊 友人 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 軽込 一浩 君 議会係長 小高 茂 君

---

議事日程

議事日程 第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第54号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第57号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算  
議案第58号 令和7年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第59号 令和7年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算  
議案第60号 令和7年度勝浦市介護保険特別会計補正予算  
議案第61号 工事請負契約の締結について  
議案第62号 決算認定について（令和6年度勝浦市一般会計歳入歳出決算）  
議案第63号 決算認定について（令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算）  
議案第64号 決算認定について（令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算）  
議案第65号 決算認定について（令和6年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算）
- 第2 陳情の委員会付託  
陳情第8号 八幡岬公園のお万の方様の展望台の再築と遊歩道修復工事、幸せと平和と調和を祈る鐘の設置を求める陳情
- 第3 休会の件

---

開 議

令和7年9月5日（金）午前10時開会

○議長（戸坂健一君） おはようございます。ただいま出席議員は14名で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

---

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（戸坂健一君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第54号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、  
議案第55号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入ります。

発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者とともに、発言は簡潔・明瞭にお願いいたします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め30分以内といたしま

す。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 私からは議案第54号から56号まで3件についてお伺いします。

まず初めに、議案第54号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の一部改正は、出産時両立支援制度等及び育児期両立支援制度等の周知についての改正であると考えますが、その出産時両立支援制度等及び育児期両立支援制度等の具体的な内容についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。出産時両立支援制度及び育児期両立支援制度の具体的な内容についてでございますが、子や家庭の状況によりまして仕事や育児の両立が困難となる場合がございます。これらのことから職員の離職を防ぐ観点から、支援制度の周知、職員の意向確認などが義務づけられたものでございます。

具体的に一例を申し上げますと、職員またはその配偶者の妊娠、出産等についての事実が判明した場合、当該職員に育児休業や部分休業などに関する制度を周知しまして、制度活用に係る職員の意向を確認するための面談を行うといった措置を講じることによって、柔軟な働き方を選択できるよう支援しようとするものでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。2回目としまして、これをネットとかで見ますと、民間が支援制度を活用した場合につきましては助成金を申請することができるというような形の助成金制度があるんですけども、地方公共団体の場合のこの両支援制度の財源について、こういう助成金があるのか、あるいはそのほかに何かあるのかないのか、これについてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。両立支援等助成金につきましては、仕事と育児、介護等を両立できる職場環境づくりのための取組を行った中小企業の事業主を対象として、国から支給される助成金でございます。地方公共団体におきましては、支給対象となっていないため、予算措置はしておりません。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。そうしますと、この支援制度を活用するということであれば、部分休業、育児休業しますよというような形になると思うんですけども、その活用による職員の事務事業につきましては、やはりそこの部分休業したということになると、その事務事業をほかの職員がするのか、どうカバーしていくのか、これについてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。まずは本議案が議決されたら、全ての職員にこの制度の周知をし、育児休業や部分休業が取りやすい環境を整えまして、職員相互の制度理解に努める必要があると考えております。

その上で、制度を利用する職員が部分休業を取得する場合は、まず係内において事務の割り

振り等を見直すことにより対応することになると考えます。

また、育児休業のように長期にわたり休暇を取得するような場合につきましては、会計年度任用職員で対応したいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。

それでは、続きまして議案第55号 職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この今回の改正につきましては、地方公務員の部分休業制度を拡大する地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正に伴う条例の改正ということですが、1号部分と2号部分がございまして、1号部分休業の年間の取得可能期間についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。第1号部分休業の年間取得期間についてですが、こちらにつきましては制限はございません。ただし、1日の取得時間として、2時間を超えない範囲での取得になります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 制限がないということで。はい。今回2号部分休業というのが、この資料とかで見ますと出てきているわけなんですけども、この部分休業取得時間を10日間というような形で設定してあると思います。

それと、1号については、年間の取得可能期間については今制限がないということを言っていますけども、2号については10日間になっているということについて、その根拠とかについてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。地方公務員の育児休業等に関する法律、第19条第2項第2号におきまして、第2号部分休業の範囲は人事院規則で定める時間を基準として、条例で定めると規定しております。このため、人事院規則第29条の4におきましては、常勤職員は77時間30分、10日相当という時間が定められておりますので、これが根拠となっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） そうしますと、1号部分休業と2号休業ということでの2つのものができたと。この切替えもできるというような形で私は考えていますけども。

あと、部分休業ができる子どもの年齢について、ちょっと資料を見ても出てきてていなかつたもので、こういうような改正があったのかどうか、あるいは1号部分、2号部分の子どもの年齢等に差異があったのかどうか、これについてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。常勤職員と非常勤職員の年齢ということでいいですか。すみません。常勤職員と非常勤職員での部分休業の対象となる子の年齢につきましては、差異はございません。子が小学校に入学するまで取得が可能となっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、続きまして議案第56号 放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定についてということについて、これは小学校の統合に伴い令和8年4月1日

から6放課後ルームを運営しようとする一部改正ということで認識していますが、この各放課後ルームの定員数と入所予定児童数、それと今回、勝浦小学校と上野小学校、これが学校が2つになりますので、この2つの学校の全児童等、その放課後ルームを利用する児童の割合、確定はしていませんので、予想として、どのようなところを考えているのかをお願いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。まず各放課後ルームの定員数と入所児童数、またその割合ということでございますけど、まず各放課後ルームの定員数ですが、かつうら第1放課後ルームが50名、かつうら第2放課後ルームが40名、かつうら第3放課後ルームが40名、うえの第1ルームが40名、うえの第2ルームが40名、ふさの放課後ルームが40名です。

入所予定児童数についてですが、放課後ルーム利用者の募集を11月から行う予定であることから、現時点では利用実績等を勘案しての利用見込数でのお答えとなりますけども、かつうら第1放課後ルームが45名、かつうら第2放課後ルームが35名、かつうら第3放課後ルームが35名、うえの第1放課後ルームが35名、うえの第2放課後ルームが35名、ふさの放課後ルームが20名を見込んでおります。

また、統合後の学校別の利用者の割合ということでございますけども、統合後の勝浦小学校の児童数の見込みが290名でございます。これに対し、かつうら第1、第2、第3、ふさのルームの利用見込みの合計が135名であることから、約47%の利用を見込んでおります。

続いて、統合後の上野小学校の児童の見込数ですが、95名に対しまして、うえの第1と第2の利用見込みの合計が70名であることから、約73%の利用を見込んでおります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） そうですね。分かりました。上野のほうについては、もう73%というところで高い数字が出ています。また勝浦小学校については半分、47%が利用しますよということであって、定員数と今、予定数については40名と35というようなところがあって、空きというのはちょっと少ないのかなと思うんですけども、また増えたときにつきましては、すぐに対応していただきたいと思います。

対応するためには、各ルームの指導員の配置とかがなってきます。指導員の配置及び運営方法について、今分かるところで結構ですので、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。まず各ルームの指導員の配置についてですが、かつうら第1放課後ルームが3名、かつうら第2放課後ルームが2名、かつうら第3放課後ルームが2名、うえの第1放課後ルームが3名、うえの第2放課後ルームが2名、ふさの放課後ルームが3名で想定しております。

ふさの放課後ルームにつきましては、利用児童は路線バスまたはスクールバス等を利用して登所することから、バス降車時の児童の受け入れ対応ということで、3名としております。

運営方法につきましては、民間事業者への業務委託を予定しております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうしますと、定員が35で大体2名の配置ということで、一般質問のときに戸部議員のほうから質問のあった保育所の定員のほうにつきましては

多分20名ぐらいだと。年齢が高いから、それだけいいのかな。これも規定の中で、こうなっていると。それをクリアしているという形で認識しております。

あと、この指導員の確保についてなんですが、昔は市の臨時職員とかでやっていましたけども、現在どういうふうな形になっているのか、また令和8年度については、どういうふうな形で、その雇用等についてするのか、これをお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬ことも未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。指導員の確保の方法ということでございますけども、指導員の確保に当たっては、適切な職員配置、指導体制を確保するということも含めての業務委託でありますので、受託事業者が指導員の募集や研修等を行って、適切な指導体制のほうを確保しております。

また、令和8年度についても同じようにやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 私のほうからは、議案第54号と55号について通告をさせていただきました。

まず第54号、これ前段者のほうからも出ていましたので、条例の具体的なことについては今説明があったとおりですが、54号について、新設が18条の2の第2項が2つあって、対象者がちょっと違うということでの新設ですが、もう少し、より具体的に、市の状況を踏まえて御説明いただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。新設しました第18条の2につきまして、議案と一緒に配付させていただいてございます議案第54号資料、こちらに基づきまして説明させていただきます。

初めに、条例第18条の2につきましては、法改正に伴いまして、妊娠、出産等について申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員を対象に、出産時両立支援制度及び育児期両立支援制度として、仕事と家庭生活の両立を支援する制度が義務づけられたことに伴いまして、条例を整備しようとするものでございます。

条例18条の2第1項におきましては、妊娠、出産等について申出をした職員を対象に、また同条第2項におきましては、3歳に満たない子を養育する職員を対象に、それぞれ第1号では、職員の仕事と育児との両立に資する制度の周知、第2号におきましては、制度の請求、申告、または申出に係る職員の意向確認、第3号では、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向確認を規定したものでございます。

なお、現状につきましては、育児休業、部分休業を取る職員、実際のところ、います。その場合は、所属長また総務課職員係を経由して、申出の申請をしているところでございます。

今回これが法改正に伴いまして義務化されたため、条例を改正することにより、義務に関する条文を整備しようとするものでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） これ質問ではないので、ちょっと確認だけ1つ。これ資料の2の改正概要に、改正条例の18条の2第2項、2番目、3歳未満も18条の第2項だけど、これ上のほう、第1項と同じじゃないですかね、と思ったんだけど、そこちょっと確認なので、すみません、質問じゃ

ありません。

○議長（戸坂健一君） 今の点について、屋代総務課長、お答え、お願ひします。

○6番（鈴木克巳君） 訂正した。じゃあ、いい。訂正していたって。俺が見ていない。すみません。

○議長（戸坂健一君） じゃあ、質疑はありませんか。

○6番（鈴木克巳君） はい。すみません。訂正来たのが私見ていなかったということで、申し訳ありません。

それでは、これを新設するに当たって、当然、該当者が出てくるはずですけど、それも含めて、過去3年程度、令和4年、5年、6年、この条例とはまた違いますが、まずお聞きしたいのは、勤務時間関係で、新設とは違うんだけど、年次休暇、そして特別休暇等、ここの条項に当てはまるものもあると思いますので、その辺の取得日数、取得率をお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。初めに、年次有給休暇の平均取得日数及び取得率について申し上げます。まず令和4年におきましては、平均取得日数が10.27日、取得率26.02%、令和5年におきましては11.53日、29.32%、令和6年におきましては11.69日、29.93%でございます。

また、特別休暇についてでございますが、夏季休暇ということで申し上げさせていただきます。令和4年、4.30日、86.04%、令和5年、4.47日、89.44%、令和6年、4.66日、93.16%となっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 今お聞きしたのは、年次有給休暇と特別休暇は夏季休暇という答弁ですが、これは新しく条例新設されると、また新たに、これに該当する職務が出てくると思います。ただ、今までの年次有給休暇が、基本的には年20日もらって、前年から繰り越されたのを含めて40日だと思うんですけど、取得率が非常に低い。30%行ってないですね、3年間とも。ということは、休めないのか、休ませないということはないと思いますけど、休めない事情があるんだろうと思います。いろんな面ですね。これはいろんなことが複合的にあるので。

ただ、これを、市の幹部の方、またここにいる皆さん、課長方は、そういう職員を管理する部分もありますので、その辺を含めて、やっぱり取得率を増やして、職員がリフレッシュして仕事につけるような状況をつくっていくことが必要じゃないかなと。

過去、私も職員であった時代がありますけど、こんなに低くはなかったです。少なくとも50%以上は行っていたと思いますが、事実、数字を確認していませんけど。その辺を今度、その新しい子どもが生まれて、子ども・子育てのためにこういう法律改正になって、条例改正になるわけですけど、ここのことろを、やっぱり首長たる市長は、そういう職員の働き方についても私は考えて、その辺を指導していく必要があるんじゃないかと思いますので、その辺について市長からお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えをします。取りたいときに取れるように、これが本当に大きな目標となっております。議員が今言われましたように、取りたいんだけど取れないのではないか、この点についても、しっかりと現状を押さえて、なるべく取りやすくするための働き方の環境を整えてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 今、市長がそういうふうに答弁してもらいました。ぜひ、お聞きになった課長方、自分の職員に対して、そういう自分も含めて、やっぱりこの休暇というのは与えられた、自分に与えられたものですので、そのところはちゃんと、そういうものを含めて、仕事が忙し過ぎて休めませんということではなくて、忙しくても休暇を与えて、与えるというか、取れるような状況をつくってもらいたいなというふうに思いますし、あと特別休暇については、今、夏季休暇のみでしたけど、ほかの特別休暇も確かにあります。それは特例、特別休暇は、特に取得率ありませんけど、夏休み、夏季休暇については、やっぱり夏季の5日間だと思いますが、ちょっと。どうぞ。

○議長（戸坂健一君） 3回終わっています。

○6番（鈴木克巳君） 3回目、今、ですよね。終わった。そう、すみません。じゃ、先に言ってください。申し訳ない。4回目です。4回目になっちゃった。

○議長（戸坂健一君） 次の55号の質問をされるかと思いました。

○6番（鈴木克巳君） 了解です。すみません。じゃ、54号、申し訳ない。私ちょっと今日はおかしい。じゃあ55号に行きます。

55号のほうですが、やはり前段者も55号、質問しています。そして54号と絡む部分もありますが、部分休業ということで、取得のパターンが多様化されてきています。そういう中において、改めて、この部分休業ができてきた経緯についてお聞きします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。今回こちらにつきましても、法律の改正に伴う条例改正となっております。改正及び新設しました第20条から第20条の5までについて説明させていただきます。

第20条におきましては、1日につき2時間を限度として勤務の始まりまたは終わりに取得することができました部分休業につきまして、1日の勤務時間の途中でも取得が可能となりました。また名称を、これに伴いまして、第1号部分休業と規定しようとするものでございます。

また、第20条の2におきましては、新たに1年につき10日相当の範囲で、1時間を単位として取得できる部分休業制度を新たに設けまして、第2号部分休業として規定するものでございます。これにより、該当職員は2つの部分休業パターンから、自分に合った部分休業を選択することができるようになります。

また、第20条の3におきましては、育児休業法において部分休業を取得する1年の期間を条例で定めることと規定されていますことから、その期間を毎年4月の1日から翌年の3月31日までに定めようとするものであります。

第20条の4につきましては、第2号部分休業として取得ができる時間について、また第20条の5におきましては、法律において条例で定める特別の事情がある場合に限り部分休業の内容を変更することができるという規定を新たに設けようとするものでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 資料を見れば分かる話と、あと詳しい説明ありがとうございました。

それで、なぜこれを、こういう条例改正、法律改正があるのかは、やはり今まであった、こ

の育児休業に対して、もっとより細かく取れる部分を増やしていくということが私は目的だと思うんですが、その中で、これもまたお聞きしますが、勝浦市も今まで育児休業の条例ありましたので、過去3年程度の育児休業の取得と男女別の割合、取得について、お願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。育児休業の取得状況についてでございますが、令和4年度におきまして、男性職員が4名、女性職員が3名、合計7名でございます。令和5年度におきましては、男性職員2名、女性職員4名、合計で6名です。令和6年度におきましては、男性職員3名、女性職員2名、合計で5名となっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） これだけ男性のほうも取っている数字が出てきましたが、これはかなり過去になりますけど、出産補助休暇というのが今でもあると思うんですけど、配偶者が出産したときに、男性女性問わず、出産は女性ですね、配偶者の男のほうが2日間か3日間取れるという制度もたしかあったと思うんですけど、その辺を含めて、やっぱりこの男性が取れる状況をもっと、今回この改正によって、それも含まれていると思いますが、ぜひとも出産に関してというか、育児休業に関して、もっともっと取れる状況を増やしていっていただきたいなということで、この質問は終わります。

○議長（戸坂健一君） 次に、佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 時計が何か止まっています。大丈夫ですかね、時計。時計大丈夫。質問しちゃっていいですか。質問しちゃっていい。

○議長（戸坂健一君） 直りました。

○11番（佐藤啓史君） 直った。もう1分たっちゃったよ。

すみません。議案第56号なんですけれども、前々段者の長田議員のほうから質問がありまして、またその答弁に聞きまして、承知しました。ということで、ちょっと2回目で聞く予定でありました質問について聞かせていただきたいと思います。

今年の7月30日の津波警報を発令されました。このときの、現在、勝浦、豊浜、興津、上野、総野と、それぞれルームあるわけでございますけれども、津波警報に関しては勝浦、興津が、その該当するかと思いますが、そのときの対応について、お聞かせいただければと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。津波警報発令時の対応ということでございますが、まず、津波注意報が発令された時点では、ほとんどの利用児童の登所は完了しておりました。その時点で、各放課後ルームへは警戒体制を取ることと、かつうら放課後ルームとおきつ放課後ルームにつきましては、津波警報が発令された場合は、すぐに避難するように連絡をしたところでございます。

その後、津波警報が発令され、かつうら放課後ルームの児童36名と支援員5名が勝浦中学校へ避難をしました。おきつ放課後ルームは児童5名、支援員3名と、あと興津小学校の先生がブルーベリーヒルに避難を行いました。

保護者には、それぞれの避難場所に避難していることをかつうらメイトで連絡を行うとともに、全てのルームの保護者に対しては、保護者の安全等を考慮し、状況が落ち着くまでは原則

引渡しは行わないことを連絡いたしました。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 承知しました。かつうら放課後ルームは勝浦中、興津はブルーベリーヒルということでございました。

それで避難完了して、その後、警報が解除になった後、引渡しがどのようにされたかという部分をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

なお、参考までに、皆さん御承知かと思いますけれども、勝浦中学校には当時、中学校部活もされておりまして、勝浦中の生徒は、たしか3階だったかの教室、2階に一般に市民の方、避難されてきた市民の方、あるいは先ほど土馬課長がおっしゃったルームの児童、支援員さんは2階に避難されたかと思いますけれども、避難された後、親御さん、保護者の方に引き渡すまでどういったものに立ったのかということを2回目お聞きしますと同時に、2回目、加えてですね。じゃ、その2回目、お答えいただければと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。避難してから津波警報が解除されて引き渡すまでの間なんですけども、基本的には勝浦中学校においては、1つの部屋を貸していただきまして、放課後ルームとして支援員が見ておりました。また、興津のブルーベリーヒルにつきましても、施設のほうで、暑いだろうということで中に入れていただいて、冷房の入る部屋で、そこで待機というか、そういうようなことをしておりました。

避難に当たっては、もう急いで避難したということもあって、お弁当とかは全てルームに置いて避難をしたということで、勝浦中学校においては、中学校に備蓄してある食品のほうを提供いただいて、子どもたちがお昼を食べました。また、ブルーベリーヒルにつきましては、避難された方の御親族の方が食品とかそういったものを持ってきていただいて、そういうものを食べて、お昼のほうは過ごしました。

基本的には引渡しについては原則、津波警報が出ている間については行わないということはしていましたけども、間間で保護者の判断で来ていたというところもあったというふうには聞いております。

ただ、我々としては、原則、津波警報が解除されるまでは引渡しは行わないというスタンスで、引渡しにつきましても、避難場所で引渡しをしたということでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） そうですね。お弁当を置いたまま避難せざるを得なかったというのが実際のことなんだろうと思うんです。多分ルームには、お弁当、夏場ですから、冷蔵庫的なみたいなところに多分、ルームに行ってすぐ入れることになっているんだと思いますけれども、なるほどな、そういうのが私は今初めて聞いて分かったことであります。原則、避難先に迎えに来ていただいて、そこで引渡しするということだと思います。

ちなみに中学校は、ルーム関係ないですけど、バス出していただいて帰ってきた、部活行っていた生徒は帰ってきたというふうには聞いています。

ちょっと3回目なっちゃうので。ルームは、やはり今度新しく、かつうら1、2、3、うえの1、2、ふさのと6つのルームができます。現在、とよはま、おきつがあるわけすけれども、今度新しくなると、勝浦は、いわゆるこども館に1か所、上野は集会所に1か所、それ以

外は学校内にルームが開設されるわけでございまして、その上で、学校内だから大丈夫ということはないと思いますけれども、昨今のいろいろなニュースを聞いていると、やはり万全な防犯対策が必要になってくるかと思います。現状も含めて、その辺についてお答えいただければというふうに思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。放課後ルームの防犯対策というようなことかと思います。

まず、年に1回、児童含めて、不審者対応の避難訓練、そういうものを各ルームで実施しております。また、不審者の情報などにつきましても、学校と情報共有をしております。

新たに学校内に設置する放課後ルームにつきましても、今までどおりに不審者情報など、そういうものを学校や関係機関と共有を図って、防犯対策のほう、引き続き徹底していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第54号、議案第55号は、総務文教常任委員会へ、議案第56号は、産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

---

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第57号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算、議案第58号 令和7年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第59号 令和7年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第60号 令和7年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） それでは、私のほうから議案第57号 勝浦市一般会計補正予算について4点お聞きいたします。

まず1点目、ページ22ページ、諸収入、雑入、過年度移住支援事業支援金返還金、こちらの120万についてお聞きいたします。

まずお聞きしたいのは、この返還事案の詳細についてお聞きいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。この支援金ですが、勝浦市への移住・定住の促進及び中小企業における人手不足の解消に資することを目的として、県の補助を活用して交付している

ものであります。

件数としては2件あります、2件とも令和6年度に交付申請があって、交付を決定して支援金を交付したものであります。そのうち1件目は、勝浦市に移住して、テレワークでの働き方で交付の申請があつたものであります。実際その後の働き方がテレワークの要件に該当していないということでありまして、本人から申出があり、全額返還に該当すると判断したものであります。

2件目のほうは、勝浦市に移住して、支援金の対象となる事業者に就業したことにより、交付申請があり、交付決定をしたものであります。支援金の交付日から1年以内に退職したため、全額返還に該当すると判断したものであります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。久我惠子議員。

○8番（久我惠子君） ありがとうございます。1件目の方については、テレワークに該当しないということで、御自分のほうから言つていただいて、全額返還。2人目の方については、1年以内で辞めてしまったので、これは返還に値するということですが、この2人目の方については、まだ返還金はされていないと思われるんですが、今回この予算の中には120万が計上されているんですが、市のほうからの支援金と、あと県からの支援金もあったと思うんですね。

そうすると、例えば、1人目の方は返還されているからいいんですけど、今度、2人目の方が返還されなかつた場合、これは市のほうで、要は立替えみたいな感じで、返還されるまで請求することになるということでおろしいんでしょうか。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。議員おっしゃられるとおり、1件目に関しては既に全額返還なされております。2件目については、これから返還の請求を行う段階でございまして、これから話にはなるんですが、返還を決定した段階で、市のほうとしてみれば、県の補助金を受けていますので、市のほうは、その補助金を返還するというところになりますので、御本人から返還がなされなくとも、市は県に返還を求められることになります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。久我惠子議員。

○8番（久我惠子君） ありがとうございます。本人は勝浦に移住しようと、勝浦で仕事をしようという思いで来ていただいたとは思うんですが、様々理由があつて、これに対応できなくなつたというふうには分かるんですが、この例えば県の分を市がこれを立て替えて返さなきゃいけないようなこと、これが本当はあつてはならないと思います。

この支援金を受けるに当たっては、かなり厳しい審査を受けて支援金を交付していると思います。今後このようなことにならないように、対応策みたいなことは考えておられるかどうか、お聞きします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。この支援金につきましては、かなり要件が幾つも定められておりまして、申請の段階できちんとそれを確認して交付決定しておるところですが、やはり様々な事情があつて、その後、要件を満たさなくなるということは、これからも生ずると想定しております。そうなつた段階で、絶対とは言えないんですが、全額返還だつたり返還金の未済がないように、取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。久我惠子議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。返還金、未済がないように、ぜひよろしくお願ひします。

続きまして、2点目の質問をさせていただきます。ページ26ページ、総務費、財産管理費、市有地維持管理経費、これについてお聞きいたします。

これはTOTOプラテクノ株式会社の裏の市有地、市の土地ですね、こちらの倒木の危険性があるために、この予算が組まれていると思います。これ300万ちょっと超えているんですが、この敷地にある樹木の本数、伐採する本数ですね、本数、そしてこれ樹木の種類、そしてその作業規模についてお聞きいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。伐採木につきましては、スギが107本、シイノキが16本、伐採規模につきましては、TOTOプラテクノ株式会社勝浦工場の敷地の境界に沿ってフェンスが設置されておりますが、工場敷地の駐車場フェンス沿いに、市有地の山林、斜面に向かって奥行き20メートルまでの範囲を施工する予定であります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。この危険木なんですが、予防伐採というふうに私は考えますが、この危険木を切るに当たって、どのような危険がTOTOプラテクノにあるのか、それについてお聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。特にスギにつきましては、伐採適齢期を過ぎたと思われる、幹回りが太く、また樹高の高いものもあり、暴風等により倒木した場合、TOTOプラテクノ株式会社勝浦工場の敷地駐車場に被害を与えることが予見されることから、予防伐採を行おうとするものであります。現に山林内で数本の倒木を確認してございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。倒木によって駐車場に被害が及ぶということでの予防伐採ということだと思います。

この伐採ですが、スギの木が107本、シイノキが16本、こちらを斜面に生えているものを伐採というふうに伺いましたが、これ伐採した後、例えば斜面が、斜面の安全性を確保するために、何かしらしなければいけないと思うんですね。そして切った木、百何本、大変多くな木がありますので、この木の処理はどうするのか、こちらについてお伺いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。伐採後は斜面の防護、植生回復等のため、山林内で伐採木を集積しまして、これを活用した土留工を当該伐採委託業務の中で実施する予定でございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。続きまして3点目、42ページ、商工費、観光費の中から、観光施設維持管理経費129万8,000円についてお伺いいたします。

八幡岬公園展望デッキの老朽化により解体及び銅像回りの柵の更新の経費とございますが、工事請負費のデッキ解体工事費とありまして、柵の更新費用は、これは中に含まれているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この当該解体工事につきましては、展望デッキを解体撤去すると同時に、展望デッキとつながっております、お万様像回りの囲う木柵も更新しようと予定しております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） よく分かりました。

そして、この解体する展望デッキなんですが、解体後、これ新たに展望デッキは造られるのかどうか、それをお伺いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今回の解体につきましては、まずは危険性を取り除くこと、また、あの場所に何もない状態にすることを目的としてございます。今後につきましては、安全性を確保しつつ、公園を訪れる皆様にとって、海を眺望できて魅力的な空間となるような方向について、改めて検討したいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 重要な観光地でございますので、ぜひ、また造っていただきたいなと希望いたしております。

続きまして、4点目、ページ71ページ、医業費ですね。こちらで医療品衛生材料費、こちらについてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス及び水痘予防接種者の増加を見込み、不足するワクチン等の購入に関する経費とございますが、この水痘ワクチン、みずぼうそうのワクチンだと思うんですが、なぜ今、水痘ワクチンなのか、こちらをお伺いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。田中市民課長。

○市民課長（田中めぐみ君） お答えいたします。水痘ワクチン、ビケンとも言われますが、50歳以上の方に帯状疱疹予防に使用されるものです。勝浦診療所では、水痘ワクチンのみの接種を行っております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。水痘ワクチン、これは帯状疱疹ワクチンということですね。今おっしゃられたようにビケンということは、ビケンの30人分の補正ということですね。そうすると、直営診療所においては、シングリックスは打たないと、ビケンのみで接種がされているということで承知いたしました。

この帯状疱疹ワクチンなんですが、ここのところ、やっぱり皆さん大変予防接種受けていらっしゃるというのが、この数字でも分かるんです。そこでお伺いしますが、令和6年、7年、それぞれビケン、そしてシングリックスの接種実績をお知らせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。田中市民課長。

○市民課長（田中めぐみ君） お答えいたします。令和6年度の接種者数でございますが、令和6年度は任意接種でございましたので、勝浦市が助成した方の数で申し上げますと、シングリックス、こちらは帯状疱疹ワクチンでございますが、2回接種するものでございます。99名でございます。ビケンは1回の接種で、18名でございます。

令和7年度でございますが、今年度より定期接種が開始されましたので、定期接種と任意接

種とで、それぞれ申し上げます。7月末現在で、定期接種のシングリックスが47名、ビケンは7名です。任意接種では、シングリックスが52名、ビケンは18名です。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。順調にこの帯状疱疹ワクチンの接種が進んでいるということが分かりましたので、ありがとうございました。以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） それでは、私のはうから議案第57号 勝浦市一般会計補正予算について3点質問させていただきます。

まず1点目、26ページ、いすみ鉄道対策事業についてお尋ねいたします。

いすみ鉄道においては、皆さん御存じのとおり、線路の復旧工事、それが進行中のところと思います。こちら、いすみ鉄道の、まずは運行再開の現時点での見通しについてお尋ねします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。いすみ鉄道の復旧につきましては、まず利用者が多い大原駅から大多喜駅までの東側区間の復旧を優先することとして、詳細な調査や施工計画の検討が進められ、本年6月に、運行再開は令和9年秋頃になるとの見通しが示されました。約2年3か月の工期が必要とされるのは、事故の再発防止に万全を期すために、事故現場だけではなく、該当区間全体にわたり、レールの整備はもとより、木製の枕木のコンクリート化や碎石の交換など、部材から見直して安全性の水準を高めることとしているためです。

こうした全面的な整備を行い、一日も早く安全・安心な鉄道として運行を再開できるよう、復旧工事を鋭意進めていると聞いております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。思った以上にかかるものだと、そういう感想を持ちました。

続きまして、次なんですけれども、以前、私、一般質問の中でもやったんですけども、いすみ鉄道と勝浦市の関係。つまりは、勝浦市内に1メートルのレールも駅もない、そういう状況で、昔、過去においては、大多喜高校、大多喜女子高等への通学という部分がありましたので、多くの方々には懐かしい青春の思い出の部分として大切にしたいという気持ちがあることも事実ですけれども、時間も経過しております。車社会に変化したこともあります。鉄道の利用状況というのは非常に変化をしております。

その中でも一部、総元駅に出て、そこから大原への利用があるんだということで、そういうことかと、そのときには理解をしたわけですけれども、やはりちょっとそこの部分について、勝浦市にとってのいすみ鉄道って何なのか、いま一度考え直す時期でもないかなと思います。

私、いすみ鉄道のホームページを見ます。やはり菜の花畑を走る黄色い車両、非常にかつこいいといいますか、風情のあるものだと感じますけれども、私が着目したのは、そのいすみ鉄道のホームページで近隣自治体、つまりは、ある程度の負担をしている自治体がどのように取り扱われ、それがその地域の観光等にどのくらい貢献しているかなという、そういう意味でも見させていただきました。

残念なことに勝浦市という文字を探すのに大変でした。最終的には御宿を含め2町2市が、それぞれ同レベルで紹介はされていますが、そこまでたどり着かないと、勝浦市の観光という

ところにはなかなかホームページの広告内ではたどり着かないものがあります。これは当然のことだと思います。

沿線、いすみ市と大多喜町については、それぞれ町、あるいは商店会等が実施するイベントについて大きく写真が入ったり、大きなバナーというんでしょうか、カラーで、ああ、こんなのがあるのかと。その内容を見てみれば、大多喜町のマルシェであったり、いすみ市の朝市であったり、まさに勝浦市にも同様のイベント、行事があるにもかかわらず、そこについては全く触れられていない。それが非常に寂しいなど、そのように思った次第です。

そんなことを考えながら2番目の質問なんですかと、いすみ鉄道については県及び2市2町、関連自治体でのいろんな支援をしております。県及び関連自治体、それぞれの負担率及び金額を教えてください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。今回の補正予算の部分は、令和7年度の復旧工事費用全体で5億円と見込まれております。これに対して現在、既存の予算として2億円あります、その2億円を控除した3億円について補正するものであります。

その3億円の負担の内訳ですが、3億円のうち2分の1を県が負担します。残りの2分の1、1億5,000万円を2市2町の持ち株割合で割りまして負担するものとなっております。

それが、2市2町全体で1,760株を持っていまして、大多喜町がそのうち816株で6,950万円、いすみ市が768株持っています6,540万円、御宿町と勝浦市は88株ずつ持っています750万円という内訳になっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） 質疑の途中ですが、午前11時15分まで休憩といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。

お話のほうを伺いました、先ほどの運行再開の見通しについては9年秋頃に一部というような御答弁がありました。全線となればまだその先なのかなというのが、これ、考えられるんですが、今、令和7年の数値を上げていただきました。5億の予定であり、当初の予算2億、それで不足分として3億、今回、それぞれの分担率に応じて予算計上しているという話でございますが、そういうお話をきくと、通告にもありますけれども、今後、当然に同様の支援の追加というものがあると、これまでのお話では受け取れるんですが、その辺の有無、及びどの程度の規模になるのか、その辺の見積りなど、見積もれる資料等があれば御紹介いただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。

先ほども回答しましたが、今回の補正予算は令和7年度分ということでありまして、運行再開までの令和9年度までの復旧工事費用が全体で10億円と見込まれております。令和8年度及び令和9年度について、残り5億円の工事費に対しての支援が必要になる状況であります。ま

た、今回のは大多喜一大原間でございますので、さらに大多喜ー上総中野駅間という区間が残っておりまして、こちら、現在、調査中と聞いておりますので、まだ復旧費用は見込まれてないところであります。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） どうもありがとうございました。

10億というおよその見通しを立てられましたけれども、これからまだ見積もある区間もある。さらに言えば、これから資材、人件費等が高騰しますというようなことで、これは果たして幾らになってしまふんだろうという不安が今の御答弁でいただいたんですけども、ある面、これ、事業についてはビジネスライクに考えるというのもあります。先ほど申し上げましたように、これ、私個人の考えであります。そうじゃないよというんであればちょっとあれなんですが、勝浦市の広報に関しては、観光PR等についてはほぼほぼ機能していないんじゃないかなという、そういう思いもあります。そういう中で、やはり対価なく補助し続けるというのはいかがなものなのかな。

市内においては、またしつけなって言われるかもしれませんけども、市内の駐車場においても、これは受益者が負担していこう、経費を削減していこうという、そういうビジネスライクな考え方、そういったものに基づいて市の財政のことを考えて運営しているわけですから、やはり同じような差し金を当てて、このいすみ鉄道対策事業についても、従来からそのまま続けるということではなく、今後、やっていくんであれば何がしか、株主であるならばいずれ利益が上がるよう、いろんな考え方があると思いますが、そういう取組をしていただけたらよろしいのかなと感じました。

それでは、2つ目の質問になります。同じく26ページ、若者等定住促進事業についてお尋ねいたします。これについては、返還事由の内容と経過ということで通告してございますが、前段者のほうで同様の質問があり、内容については理解をしたところでございます。内容は、実は防止対策とか何とか、どうしているんだということを次にお伺いしようかと思ったんですけども、今回の事例においては、市、行政がいかんとも手出しのしようのない、そういう事由であるということで承知をいたしました。

それで、ちょっとお尋ねしたいのは、もしお分かりになれば、それぞれ志を持って2名の若者が勝浦市に移住してきた。残念ながら、定住促進事業には当てはまらないということになつてしましましたけれども、この2名の方、現在の在住、定住状況というのがお分かりになれば教えてください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。

2名の方のうち1名は転出されておるのを確認しております。もう1名については、今現在、住民票は置いてあるみたいであります。居住についてはいないようなことを聞いております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） やはりこの事業については手段でありまして、目的は定住というところにあります。何とかもう1名の方は残っていてほしいなという、そういう今、思いでございます。

では、次の質問とさせていただきます。46ページ、小学校管理運営費でございます。これは、勝浦小学校の裏にある元幼稚園のエリア、ここを駐車場として碎石等で整備をするという内容と承知いたしております。小学校の裏にあるという位置、また進入するのには傾斜の強い坂路を下りていかなきやいけないと私は認識しているんですけれども、この位置に駐車場を造るに当たりまして、この主たる用途はどのようにお考えでしょうか。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。紫闇学校教育課長。

○学校教育課長（紫闇左恭君） お答えいたします。

日常的には、勝浦小学校の教職員、また勝浦小学校に来る来校者の駐車場、さらには保護者が児童を送迎する際の駐停車の場として活用することを考えております。また、令和8年度からは、勝浦小学校内に放課後ルームが開設される予定でありますので、その場合には職員の駐車場及び保護者の送迎用の場として利用する予定でございます。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。

すみません、私も詳細が分からず質問して申し訳ないんですが、自分が知っている、認識する範囲では、小学校の裏手にあろうかと。そこで子どもたちを送迎するという用途として果たしてどうなのかなというのをちょっと現地を見て感じたんですけども、裏手からの出入りというのは日常的に行われているのかどうかというのを1点、お伺いいたします。子どもの送迎、あるいは父兄がいらっしゃったときに入れりをする、もしくは送迎でも、父兄の方の出入りであっても、車が進入路のほうをぐるっと回って学校に行くんだよと、そういうことを想定しているのか、いずれかをちょっとお尋ねいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。紫闇学校教育課長。

○学校教育課長（紫闇左恭君） お答えいたします。

勝浦小学校の日常的に保護者の送迎に活用する駐車場としては、今まで出水の駐車場のほう、市営駐車場のほうを案内しておりました。現在も1時間まで無料ということでそちらを利用することもあるんですけども、上の、今、こちらで提案させていただいております幼稚園跡地についても活用のほうを進めているところでございます。勝浦中学校の表坂のほうからも進入が可能であることもありますので、そちらのほうも利用してのものになっております。また、勝浦小学校だけではなくて、勝浦中学校やこども園の学校行事、園の行事の際にはたくさんの保護者が車で来校することがありますので、その際にはそこを駐車場としても活用しているところです。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。

2つ目は、これ、3つ目、3回目になろうかと思いますが、その他の想定している活用場面があればお聞かせいただきたいのと、私としては碎石で平面部分を整備するというふうに理解したんですけども、今の御答弁ですと、やはり進入路という部分についても頻繁に利用されることになろうかと思いますが、その進入路を含め、形状の変化、変更等があるのかないのか、お聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。紫闇学校教育課長。

○学校教育課長（紫闇左恭君） お答えいたします。

今まで申しましたような小学校、中学校、こども園の行事等に利用すること、また、今年度、花火大会ですかビッグひな祭りの駐車場としても活用したことがあるため、今後もその活用も考えられるというふうに考えております。

今回につきましては、おっしゃるとおり平面の碎石工事のみとなっておりますので、入り口については今回の工事には含まれておりません。

以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私ほうから議案第57号 一般会計補正予算について、4点についてお伺いします。

まず、6ページ、債務負担行為の補正の廃止ということでございますが、基幹系ネットワーク賃貸借、令和8年度から令和12年度まで1,283万1,000円の債務負担行為を廃止するに至った理由についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。高橋情報政策課長。

○情報政策課長（高橋吉造君） お答えいたします。

債務負担行為の廃止ということでございますが、当初予算の段階では、基幹系ネットワーク賃貸借については、令和7年、今年の7月から60か月間の契約を予定していたところなんですが、仕様書の調整、これ、ガバメントクラウド、来年の1月にガバメントクラウドということでシステムの統一化、共通化で新しいシステムになるんですけども、それに対応する機器の選定に、調整に手間取りまして、7月の契約が10月にずれ込んだところでございます。したがいまして、債務負担行為の額が、令和8年度から12年度までの額が3か月間多くなってしまうという形で、この1,283万1,000円に収まらない金額になることになってしまいました。

そこで、この増額の補正か債務負担行為の廃止という形を、どちらかということで検討したことろ、この賃貸借の契約につきましては物品の借入れの事例に当たることから、長期継続契約締結が可能であり、さらに債務負担行為の設定は必要としないというふうに判断されること、さらに今回、契約に当たり、業者との間に予算の減額または削除に伴う契約解除条項の設定に合意したこと、もう一つ、令和6年度3月補正予算によりデジタル化推進基金が設立されたことで支出的な裏づけもできたことにより、今回は債務負担行為を解除をさせていただくということで御提案をさしあげているところでございます。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） そうしますと、基幹系ネットワークの業務自体については、今まで考えていた業務形態には、金額のほう、予算、財源等については変わることなんですけども、基幹系ネットワークの事業につきましては継続してやるというような考え方でよろしいか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。高橋情報政策課長。

○情報政策課長（高橋吉造君） お答えいたします。

契約ができなかった、本来7月からが10月にずれ込んだんですが、7月から9月まではこれ

までの機器を再リースすることで契約を結んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それはいいんですけども、令和12年度までというような形の債務負担行為だったんですけども、これを廃止したということで、財源的にはそうかもしれませんけども、この基幹系ネットワークという事業は、引き続きその事業をやっていくのかということをお願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。高橋情報政策課長。

○情報政策課長（高橋吉造君） すみません、ちょっと言葉が足りませんでした。

令和7年の10月から60か月の契約を、新たに長期継続契約を結びさせていただいて、引き続きこの事業を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 続きまして、26ページ、いすみ鉄道対策事業750万ということで、前段の方が質問されましたので、私のほうからは、現在、今、鉄道は運休しているということで、今、バスで代行運行しているということは、自分、確認しているんですけども、今回の補正額3億円、3億円だけ、の中のその経費の中には、運営というか、鉄道を再開するための経費としての3億円なのか、勝浦については750万円ですね。あるいは、この3億円の中には、バスの運行の経費等についても含めての3億円なのかどうか、これをお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。

今回の補正につきましては、あくまでも補修工事費の費用となっておりまして、代行バス等の鉄道の運営的な部分の経費については含まれておりません。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。

それでは、先ほど予想復旧時期につきましては令和9年の秋頃ということで、令和9年で、今度は、今、7年ですから8、9と、あと2年間ぐらいで10億使いますよということなんんですけども、これは大原から大多喜までの区間について10億円かかりますよということで、さらなる、また、中野までのものにつきましては相当出てくるかなというふうな形で考えますけども、先ほどの3億円に対します2市2町、また県の負担、3億円で、勝浦市が750万でいきますと2.5%、勝浦市の負担というのが2.5%ということあります。これから先に10億としたら2,500万というような形で計算できるのかなと思いますけども、そうした場合に、やはり勝浦の観光、前段者のほうもどんな影響なのかということであれば、夷隅郡内の観光の一つのものというような形が、勝浦市で決めたわけじゃないと。これは県が半分、2分の1を出していますよと。また、地元のほうもそれについて運行しましようというふうな形であれば、何らかやはり勝浦市の方にも利益があるのかなということで、このものにつきましては県と2市2町、この動向で勝浦市も賛同しても、株を持っているということですので、参加してもいいのかなというのは自分のほうの考え方であります。

最後に、この復旧時期というのが、今、令和9年秋ということなんですけども、全線を復旧するというようなところは何か聞いているのかどうか、そこをお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。

あくまで現時点で聞いておりますのは、大原－大多喜間の復旧が令和9年秋頃になる、その先の大多喜－上総中野間は調査中ということで聞いております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、続きまして、36ページをお願いします。

この中で、生活保護費1,700万円の増額ということでございます。この内容を見ますと、生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費の補正の具体的な内容についてお伺いします。これは、生活保護者、生活扶助者の数が増えたのか、あるいは医療費とかいうものにつきましては、そういう高額な支出が出たのか、そういうことを教えていただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊弘則君） お答えいたします。

医療扶助費は、被保護者の中で、脳内出血により頭部を緊急手術を行いまして、その後、リハビリのために入院をしておる方がいらっしゃいます。また、そのほか、がん等の病気治療に取り組んでおりまして、高額扶助の件数が増加しております。8月以降の月額医療費は1,700万円を超えると見込んでおりまして、決算見込みに対してその不足額を計上いたしました。

また、介護扶助費は、被保護者1名が新たに施設入所したことにより、400万円の不足を見込んだことによる計上でございます。

月ごとの扶助件数は増減をしておりますが、高額医療扶助の被保護者が増加しているというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 一つだけ、分かればと思いますけども、生活保護者数は増えているのか、減っているのか、これだけちょっとお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊弘則君） お答えいたします。

令和7年5月末現在で119世帯、134人の保護者がいらっしゃいますが、過去から比較いたしまして大幅な増はないというふうに、横ばいというふうに見ております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） すみません。続きまして、39ページをお願いします。

39ページで、ごみ処理広域化事業2,098万8,000円。これにつきましては、可燃ごみ搬出を見据えた中継施設整備とありますが、その概要についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。

計上させていただいております2,098万8,000円のうち、1,879万9,000円が循環型社会形成推

進地域計画等策定業務委託となっております。こちらにつきましては、中継施設を整備するに伴いまして、循環型社会形成推進交付金制度を活用するため、必要な計画を策定するものであります。またあわせて、廃棄物運搬中継施設基本構想の策定、こちらも併せて策定いたしますが、こちらに関しましては、中継施設の規模、設備、配置計画、事業スケジュール、概算事業費、財源内訳などを検討するものでございます。業務期間につきましては、令和9年3月までということにしております。

また、もう一つの218万9,000円。こちらは、旧清掃事務所の地歴調査業務委託料となります。業務の内容としては、旧清掃事務所の敷地につきまして、将来的な土地利用の検討と既存施設、建屋と煙突とが残されておりますが、そちらの解体に先立ちまして、土壤汚染対策法に基づく地歴調査を実施するということとなっております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 今の課長の答弁の中では、中継施設の計画ですよというような形なんですが、これは循環型社会形成推進地域計画等策定業務委託料で、市原市で可燃ごみ搬出を見据えた中継施設設備に関する循環型社会形成推進地域計画と基本構想の作成及び旧清掃事務所跡地の土地利用履歴の調査に関する経費を補正しますと。そういうことなんんですけども、中継施設を造りますよというところについては、誰がどこでどういうふうな形で中継施設を造るということが、まだ決まってないと思いますけども、それはどういうような形での進め方をしていくのかどうか、可燃物だけですか。

多分、市長の答弁の中には、不燃物も含めてその施設のほうのことも話がありましたし、勝浦市ではない、近隣と共同してというような形の話も、今回、あったかなという気がします。

これについて、加藤副市長、この策定等につきまして、どういう方向性なのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。

中継処理施設についての議論の過程ですけれども、令和5年5月に各2市2町の首長が集まって、市原市に2市2町の可燃ごみをお願いしようというお話があった際に、燃やす機能がそれぞれの市外、町外に移りますから、搬入の合理化や市民、町民の利便性の維持のために中継施設が必要なのではないかという意見が、その当時、出ました。

府内では、そこからまずはごみを市原市に受け入れていただくというプロセスを踏んで、昨年の12月の府議で中継処理施設の整備について検討していくこと。その際に、近隣自治体との共同利用についても併せて検討していくというのが昨年の12月に府議で決定されました。

今回、令和7年9月の補正予算で、循環型社会形成推進交付金を使って中継処理施設を造っていくための計画を策定するのと同時に、旧勝浦清掃事務所の地歴調査、これは土壤汚染対策法の関係ですけれども、ここの形質変更をする場合に土壤汚染がないか、確認をしなければならないということで、この2つの事業を予算要求させていただいております。

したがって、今、我々として申し上げられることは、ごみの可燃、ごみを燃やす機能というのが令和14年に市原市に移ります。それに当たって、我々としては中継施設を整備しなければならない。そして、その中継施設は、勝浦市と近隣自治体で共同利用することも併せて検討していきますということ。それから、先ほど申し上げたとおり、旧勝浦清掃事務所を今は主な用

地として捉えておるということです。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございました。

そうしますと、中継施設というのは、今後、考えていきますよというところなんですけども、そうしますと、旧清掃事務所の跡地につきましても、その可燃物あるいは不燃物、そういうようなところのストックヤードみたいな形でなるのか、また、そうなりますと、御宿町のごみも勝浦で集約する、あるいは勝浦のごみを大多喜町のほうに搬入するということも考えの中にはあるというようなニュアンスだと思います。

これにつきましては、昔から清掃につきましては迷惑施設ということで、多分、1市5町のときにつきましても、やはり迷惑施設というような形の中で住民とのやはり話合いとか、そういうものもしていかなくちゃいけないのかなというところがあったなというのはちょっと記憶しています。

いずれにしましても、考えられるのは、当然、中継施設を造らなければいけないということは認識しているところなんですけども、今、勝浦市がやっている中谷の旧清掃事務所に持ち込んでいる形。それで変わったというのは、可燃ごみをそこで燃すんではなくて市原に持っていきますよということだけが変わったというようなことであれば、やっぱり市民の利便性を考える。どうもやはり、経費のことも当然、考えるのは当然なんですけども、その中で市民が納得できるような今後の、令和14年度の事業というか、清掃の運営についてお願いしたいなということが一つと、もう一つは、令和14年はまだ物価高騰とかあると思いますけども、勝浦の炉はもう50年も過ぎちゃいます。そうなってくるともう待ったなしということでありますので、そういうことは念頭に置いて、どういうふうな形で本当に、相当金がかかるかもしれませんけども、成功していただきたいと思いまして、以上です。答えは要りません。

○議長（戸坂健一君） 答弁よろしいですか。

○4番（長田 悟君） はい。

○議長（戸坂健一君） 次に、鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 私のほうからは補正で2点出しました。議案第57号と議案第59号 特別会計。57号については、もう前段者、前々段者の話を聞いてよく承知しましたので、これについては質問はいたしません。

59号について、これについてはちょっと本当に単純な質問で申し訳ないんですけど、ページ77ページの国庫支出金の歳入と、78ページの歳出で、徴収費の中の委託料ということで、同額の179万3,000円が計上されていますが、後期高齢者医療制度特別会計の中に、なぜ子ども・子育て支援金制度システムの改修なのかという、単純にそこだけの問題なんんですけど、それについてまず説明をしていただきたい、予算化についてですね。

それと、あと、支援金制度について、もう一度詳しく御説明お願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。

まず、制度の御説明からさせていただきます。子ども・子育て支援事業というのは、こども家庭庁所管の国の事業でございます。令和6年の法改正によりまして、給付拡充と財政基盤の

確保を一体的に整備するとされておりまして、その中で子ども・子育て支援金制度というものがありまして、国の資料、そのままちょっと読ませていただきますと、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に医療保険の保険料と併せて令和8年度から拠出していただくとされております。全ての方から財源を頂くというようなお話なんですけれども、後期高齢者分だけでなく、国保ですか協会けんぽ、健康保険組合、こういったところからも按分といいますか、そういった形で財源を拠出するということになっております。

一つ目の財源なんですけれども、これはもう国からそのまま補助金として頂けるものとなつておりますし、この制度が導入されたことによりまして、後期高齢のほうもその分を徴収しなければならなくなりますので、システムの改修が必要になります。そのシステム改修の費用といふものが補助金として国から頂けるという形になっておりますので、こういった形で財源も補助金を充てるのと、システム改修もその財源と同額を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 何となく分かったようで分からぬ。

要は、今、課長説明で、全ての方から子ども・子育てに対して支援をしていくための財源として国から国庫支出金として入ってくる。その歳出として、市が行うべきものは、支援金制度自体のシステムを改修することのためにここの特別会計を使っているということなんだと思いますけど、子ども・子育て支援については一般会計のほうではないかなと私は思ったんで質問させてもらいましたので、制度のシステム改修、これはなぜここ的一般会計のほうでやらなかつたのかなという部分。今の説明で約半分ぐらいしか分かつてないんで、もう一度、その辺について、財政課なり、財政の問題のほうでお聞きしたいんですけど、聞いていることが、いいですかね、そういうことで。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えします。

今回、子ども・子育て支援金制度の改修に伴いまして、後期高齢者のほうからも、こちら、各世代からもこちらのほう、負担をいただくということで、こちらのほう、後期高齢者特別会計で計上しているところでございます。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。

次に、佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 57号です。まず、19ページ、歳入でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税の普通地方交付税の補正額でございますが、前年度9月補正では1億1,663万9,000円でございましたが、今年度2億5,178万8,000円ということで大幅に増額しております。この増額といいますか、この9月補正の要因について、お答えいただければと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。

地方交付税は、所得税、酒税、法人税、消費税及びたばこ税のこれら国税5税を財源としており、これら税収入額が国の当初の見積りよりも上振れしていると思われるため、今回、普通交付税の増額交付決定につながったものと考えております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） いわゆる国税5税ですね。国は、過去、最高益をずっと2年続けて出しながら財源がないと言っていますけれども、こういったことが要因だということで分かりました。

そして、2回目での通告してありますけれども、増えたことによる勝浦市の財政への影響について、お答えいただければと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。

今回の普通交付税2億5,178万8,000円の増額交付決定を受けたことによりまして、9月補正予算において、この交付金額を歳出予算の財源の大半に充当することで、財政調整基金を繰り入れることなく予算を編成できたことは、市財政の軽減負担につながったものと存じます。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） これ、国の税収額によって、この交付税が左右されるということなんだと思います。あとは、また委員会のほうでもやらせていただきたいと思います。

続いて、通告はいすみ鉄道の対策事業費750万、通告しておりますけれども、長田議員のほうからの質問で了解しまして、詳しくは、私は総務文教常任委員でありますので、そちらの委員会のほうで聞かせていただきたいと思います。

続いて、通告してあります42ページ、6款商工費、1項商工費、3目観光費の観光施設維持管理経費129万8,000円についてお聞きします。これも久我議員のほうで質問されましたけれども、改めて展望デッキ後の整備ということで、久我さんの答弁については、展望デッキを造るということではない、一旦、更地にする、そういった内容の答弁だったと思いますけれども、これについて、もう一度、御答弁いただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。

やはりこの工事、危険性を取り除くというところが最大の目的でございまして、その後につきましては、やはり思いいたしましては、あの場所についてやっぱり魅力的な空間にしたいという思いはございますので、それについては、何もない状態になったところで改めて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） これ、質疑ですので、政策的な質問はあまりそぐわないんですけど、一旦、何もない状況、撤去した後、どうするかということをもう一度考えるということで、私は非常にいいと思います。というのも、ここは、八幡岬公園というのはやっぱりただの観光拠点の施設とかということではなく、ここはやっぱり歴史的な、勝浦市にとって歴史的な場所でもあり

ます。勝浦城があった。お万の方の布ざらしの伝説の地でもある。加えて、ここには、昔は猿ヶ城呼ばれていた場所でもあり、現在は忠靈塔がここにもあって、ある意味、市民の人たち、遺族の方とか、そういった人たちが足を向く場所でもある。また、この眺望が非常によくて、今のとおり八幡岬公園としての観光の施設でもある。いたら複合的な場所でもあります。したがって、また、お万の方の銅像も立っていますから。で、灯台が見えて、海中公園のほうが見えて、朝日が上り夕日が沈む場所でもあります。

また、今年に入ってですけれども、ここで、八幡岬公園で3件のロケが行われていると。全てミュージックビデオだということでありますけれども、昨年は私、ちょっと立会いしたのが、アパレルのメーカーといいますか、その雑誌のスチール撮影もここで、ちょうど夕日が沈むときに撮影も行われていると。これ、場合によってはロケの聖地にもなり得る場所でもありますし、今風に言えばSNS映えするようなものにしてもいいと思いますし、今、陳情が出てきていますけれども、例えばここに来るところといったものがとかいうような、そういうストーリーをつくれるものもあると思います。

そういう意味も含めて、デッキをもう一度造るということにとらわれないで、さっき言ったとおり歴史的な場所でもある、市民がここに、忠靈塔もあって市民の足が行く場所でもある、同時に観光の場所でもあるんで、庁内だけでなく、場合によっては市民からの意見を募ったり、ここは本当にこうしましたということに対して、決めたことに対して批判の声が出てくる、いやあ、皆さんのお声を聞きましたということ、パブコメがいいかどうかとかは別にしても、そういうふうにゼロから考えていただいたほうが、私はこの場所に限っては、八幡岬公園という歴史的な場所ということも含めて考えればそうあるべきだというふうに思いますが、これについては、残り1分でございますので、市長、副市長のどちらから御答弁いただいて終わりたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。

佐藤議員から、大変意義の深い御提案がありました。私たちは、ここをまず更地にして、そしてデッキにするかどうか、少し時間をかけて検討したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） 午後1時まで休憩といたします。

午後 0時00分 休憩

---

午後 0時59分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 私からは、議第第57号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算、歳出より3点、通告させていただきました。

まず、1点目です。42ページ、商工費、観光施設維持管理費129万8,000円について通告させていただいたんですが、八幡岬公園デッキの老朽化による解体及び銅像前の柵更新のための経費ということについて、その内容については既に前段者議員からの質問にお答えいただきましたので、訪れる観光客の方々の安全確保を最優先にデッキを全面撤去することと、そして今後、

どうしていくかを検討するということでお答えいただいております。

それについて、さらに佐藤議員からも意義深い御意見もいただいておりますので検討していただきたいと思うんですけれども、私、議員になって1年目だったかと思うんですが、その頃にこの八幡岬公園の危ないところの修理とか、あとは観光拠点、スポットとしての見直し整備ということについて一般質問したこともあります。また、市長が議員時代には、海中公園、そして海中公園から灯台の一般公開、そして灯台の周りの観光道路、そして八幡岬の整備、これを観光拠点にしていく、点と点をつなげていくということを目標に一緒に歩いた経緯もありますが、ですので、今、ようやくそれが撤去して修理と、撤去して検討していくということですごくよかったですと思っているんですが、先ほどの市長の御答弁の中に、時間をかけて検討していくという言葉がありました。

それについてですが、今こそ早急に方向性を示して、整備に向けて動き出すべきじゃないかなど。撤去するというのが本当にいいチャンスではないかな、そうすべきではないかと考えるんですが、市としての具体的なスケジュール感とか今後の検討体制について、もう一歩踏み込んだ形での御答弁をいただければと思い、市長に御答弁いただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えをします。

時間をかけてというのは、長期ではなくて、今、時間を費やして、かけて検討をしていきたいという思いでございます。八幡岬、今回はここを取り上げているわけですが、観光、健康ウォーキングルートとしてもすばらしいところですので、八幡岬をはじめ灯台、官軍塚、そして今おっしゃっていた海中公園、理想郷、ここの面を健康的、そして観光でも皆さんに喜んでもらえるようなところにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） ありがとうございます。

時間をかけてという意味が、時間を費やしてということで、そこに注力してということなんだというのを理解いたしましてうれしく思っております。ぜひとも、そちらの、その方向に向かってお願ひしたいと思います。

では、次の質問にさせていただきます。同じく歳出より46ページ、教育費、小学校管理運営費475万2,000円。幼稚園跡地を駐車場として利用するための碎石舗装工事に係る経費ということについて通告させていただきましたが、これについても、前段者からの質問に対して、その用途についてはよく分かりました。職員の方、それから保護者の方、また、あるいはイベントがあったときの利用と、いろんな意味での利用ができるということを改めて感じて、それは有意義であるなというふうに感じたわけですが、ただ、この跡地については放課後ルーム建設用地として検討されていたという経緯があります。ということは、その考えはもうなくなったり、取りやめたという、そして、その上の駐車場整備ということでの認識になってしまって大丈夫なんでしょうか。確認させてください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。

幼稚園跡地については、放課後ルーム建設用地として検討しておりましたが、学校の教室を

活用したタイムシェアによる放課後ルームの実施を進めているところであります。新たな放課後ルームの建設につきましては、現時点については保留ということとしております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） どうもありがとうございます。

子どもも少なくなる、今後、放課後ルームの在り方ということを考え直しているということも分かりましたし、また、今、こども館、児童館、勝浦若潮高校跡地の校舎で使っているところが、お母さん方にするととても便利だというような声も上がっており、今、ここの中幼稚園跡地を駐車場にしていくというのはとても有意義かなと。今、ちょっとお昼で、私、うちに帰ったんですが、台風のために中学生がちょうど下校の時間だったんです。そうしましたら、出水の駐車場、ごった返していました。皆さん、送り迎えに保護者がいらしてたんだろうなと思ったんですが、あとは、保護者の方々が、市営駐車場が有料化になったことによって、送り迎えぐらいだったら1時間で間に合うけれども、保護者面談だと、それから授業参観では間に合わない、1時間じゃ足りないということで、どうすればいいんでしょうかというような声も結構聞いておりますので、幼稚園跡地の駐車場利用というのはとてもむしろ喜ばれるのかなと、有意義だなというふうに感じました。

なので、今、課長から、保留であるということでしたら、検討していきながら、有効的な駐車場としての利用、また、イベントのときにも使えるということですから、お考えいただければというふうに感じました。

これはこれで終わりでいいです。

では、3点目、質問させていただきます。48ページ、教育費、一般事務経費、芸術文化交流センター費、このピアノ調律で11万円というふうになっておりまして、説明のところを見てみると、台風10号の影響による倒木除去を予算流用で緊急対応したため、執行済予算を復元する趣旨で修正し、ピアノ調律料11万円が計上されているということなんですが、私が予算流用の仕組みについてよく分かっていないというのもあるんですけども、台風10号の影響による倒木除去というのは、これは生涯学習課でしたっけ、教育費の中ですることなのかな、流用することなのかなってちょっとクエスチョンマークがついたことと、それから、復元したピアノ調律料11万円とありますが、ピアノ調律料というのは芸術文化交流センター委託先のリンクージさんがやることではなかったのかなということも含めて確認させてください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊友人君） お答えいたします。

本件補正の経緯について、まず説明をさせていただきます。市役所ロータリー前の道路を挟んだところに、主に職員用として使用している駐車場がございますが、その奥側の一部が芸術文化交流センターが管理する市有地となっております。この部分については、大半が斜面であり、樹木が茂っている状態でございまして、この樹木一本が8月の台風10号接近の影響で倒れ、先端の枝葉が隣接する住宅の屋根に接触する事態が発生しましたので、これを早急に除去するため、一般事務経費、芸術文化交流センター費の既定予算であります役務費、ピアノ調律料から委託料に流用し、執行いたしました。

この役務費、ピアノ調律料については、勝浦駅にございます駅ピアノの調律にかかる予算で、

月1回の調律、清掃を行っているものであり、今後も執行予定がございますので、流用し、執行した額11万円について、今回、復元しようとするものでございます。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。

次に、寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 私からは、ほぼほかの人からも再三出てきた中で、抜かす部分もあるうかと思うんですけど、再確認というか、私なりにちょっと確認をしておきたいと。

まず、26ページのTOTOプラテクノの、その伐採については、106の17本という説明を受け、スギの木です。ただ、それが20メーター、フェンス沿いに20メーターなのか、奥行きが20メーターなのか、それによって木の高さがどのくらい高くて危ないと言われて、これ、どうして、確かに勝浦市がTOTOさんに工場誘致の問題で、流れとしてはそういう話であるんで、勝浦市さん、この木を何とかという話なのか、本当危ないのか、もう300万という問題で、杉の木の樹齢が、あれから、TOTOさんが来てからも、当然、その前に生えている木で、どのくらいの大きさの木が何本ぐらいあるのか、そこに300万、単純計算として1本、細い木もあるのか分からぬんですけど、そういう中の樹木伐採、そして、その木を伐採だけであればいいんですけど、その木を使って土留めとかって先ほどの説明では受けたんですけど、それもこの予算に入っているのか、その辺を確認しておきたいと思います。

まず一つ。一つずつ。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。

伐採木なんんですけど、フェンスから山林に向かって奥行き20メートルの範囲を切るものでございます。こちら、スギの木については、胸の高さの直径が、10センチから、太いものと80センチまで、各種ございます。一番多いものが、直径30センチが34本、40センチが31本というようなことになっております。

杉の伐採の適齢期というのは35年から50年と言われている中で、これを優に超える高さ、20メートル、20メートル以上もありますけど、そういうものが林立している中で、TOTOさんのほうから、ちょっと倒木のおそれがあるということで、切ってくれないかという要望がございました。実際に、先ほども申しましたとおり、林地内で数本、倒木しているのを確認してございます。以上のようなことから、今回、伐採するものです。

また、土留め、伐採木を使った土留めについては、この費用の中に含まれてございます。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 課長、これが、枝とか、全部処理、当然するんですけど、目通りで、今、言われたように30センチ、40センチ、10センチ、80センチというもののでかいものがあろうかと思うんですけど、これをやっぱりある程度は土留めに使っても、その辺の財源的に、材木、実際、チェーン引きというんですけど、製材にしたときチェーン引きの金というのは、石ですね、1石というのは30センチ、30センチの3メーターぐらいが1石。その中で、大体、石6,000円ぐらいの話の中の売りさばきも検討されたらどうかという問題もあるんで、土留めは土留めとして使って、どういう土留めか分からぬんですけど、20メーターといったら相当のやっぱり距離あって、こ

れ以上、ちょっと、あろうかと思うんですけど、その傾斜の問題で、あれ、切ったときにどれだけ土砂が流れ込むかという問題で、ただやっぱりその辺まで検討してほしいなというのが、私、思うんで、やっぱり検討することによって予算的なものも圧縮できるのかなと。

ただ、コストカットの話ばかりじゃなくて、やるべき問題はやらなければいけない、金出すべき問題は出さなければいけない。ただ、流れとしてどうするかという問題で、用材できるものは、今、材木も高いから、材木屋がどう受け取るかは別にしても、駐車場から釣り込んでも、すぐ釣り込むことができるのかという問題もあるでしょうし、検討の余地は私はあろうかと思います。それで、考えていただければよろしいかと思って、再検討、その辺、お願ひして、私、答弁は、分かっていただければよろしいと思います。

そして、次に、26ページの若者定住で、先ほど来から出ていて、確かに定住はしていただきたいから来ます。お金もらって定住できます。だけど、役所相手だと、本当に何も戻さなくて逃げちゃっても、役所がどこまで追っかけられるかという問題もあるし、確かに真面目に来て定住してもらう人には、このほかのお金でも出して定住してもらいたいんですけど、そういう意味では、やっぱりこの辺の取立て、本当に難しいし、県のほうには再三、先ほど来の質問の中で県のほうには戻すんだと、勝浦市が。ただ、そこから、その人たちから取ることを、やっぱり大変なんで、そして定住してくれる人たちには、やっぱりいろんな面で話し合いをしながら、そのほかの勝浦市の独自の補助的なものも加えて、真剣になって定住してもらえるような方法があればという話であります。

質問の中で、ほかの人の質問があるんで、私の言いたいことはこういう話でありますので、この辺も、将来的に、検討の話の中で、勝浦市の定住・移住の問題を考えていただければなと思います。

私も質問書を書いたら以上、ほかの人が聞いたからよしとするわけにはいかないんで、私なりにちょっと言わせていただきたいなと思いまして、次、ページ30ページ、ごみ処理の循環型の問題。この2,098万ですか。2,009万8,000円ですか。先ほど来からの質問の、今の現状のごみ処理施設のコンサルタントに依頼するにしても、確かに土壤調査、その辺を、ただ、ごみ施設として、その辺もやっぱり最大限の中でやっぱり資料提供しながらそのコンサルタント、この辺の問題を、ただ、向こうの言いなりでやることが違うのじゃないのというのは私の思いであって、この辺をやっぱりいろんなそちらの資料、課長のほうの資料にいっぱいあるでしょうから、その辺でどのように進めたら一番いいのか、近隣市町村の件も、昨日、言って、今回も前任者、前々任者が言われたと思うんですけど、その辺を十分検討しながらやっていただけるように、言っていることは同じことであるんですけど、その辺、考えていただきたいという、こっちの要望的な意味での質問になっちゃっているんですけど、その辺でお願いできるものはお願いしていきたいなと思います。

あと、飛んで42ページ、先ほど来から八幡公園岬の問題。この問題は、私も前々からここには何回か行って、今回もまたま、これ、提案されたときに、議会の補足説明を受けたときにその足で公園へ行きました。どういう状態なんだと。その前言っていた、その後、ここにいる岩瀬洋男さんもついてきてばったり会っちゃって、それでよく見て、このデッキをどうするのかと。いや、解体は解体で分かる。解体は解体で分かるんですけど、手すりと、確かにお万の方の裏側の手すり等もあるんで、その辺の処理は今回の質問では出てきていますけど、そういう

う中で、事故がある前にも提案し、あそこに塔婆があつて、新しい塔婆もあるんですけど、観光地としての、再三言うように、あの辺の整備、仮にその人たちのあれも御前を呼んで、忠靈塔がこっちにあるんであれば、どこかにまた違う忠靈塔でもいいのかも分かんないですけども、その辺を整備しながら観光としてのあれ、やっていただきたい。

ただ、私が以前に八幡岬の件を議会で言ったときに、あそこに入つたときに、シートがいつまでもいつまでか、そこは直っています。直っているけど、今度はお万の方のほうに上がる道の反対側、そこはやっぱりプラ、それをやっぱり直す必要もある、観光地として、観光、八幡岬としては。だから、デッキの問題での予算的な組み方であるんですけど、やっぱりその辺まで目配りの話を、だから、結局は遅れて事故になっちゃう。もっと早くやっておけば、そういう問題も多少なり、デッキが穴が開いて、見たら継ぎ足しのこんな板っぽを置くのは、応急処置的にやってあるだけであつてどうかなと思う中で、この問題に関しては、やっぱり解体だけで130万ぐらい、129万ですけど、そこ、何平米あるんですか、まず1点聞きたいです。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬觀光商工課長。

○觀光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。

この展望デッキの広さにつきましては、約28平米程度だというふうに考えております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） この28平米を、俗に言う十坪ですよ、十坪。28平米の材料の厚みを考えて、28平米掛ける材料の厚みですから、10センチなんて材料、使ってないですから、10センチだったらそこに、あそこにある木の大きさです。6センチ、7センチで30倍の2立米か3立米の、これ、材木といつても堅木の材木でやってあるんですけど、これを解体して、普通の家を解体、さんざん勝浦市も解体している中で、今、聞いた30平米、28平米、30平米にしても、十坪ですよ、十坪。家の場合は柱があつて、はりがあつての解体と、あそこから運ぶのは大変ですといったって、そんな運ぶ話でもない。こういうコストダウンの話ばかり私は言つんですけど、この辺、ちょっとどうなんだって問題ですよ。

そして、先ほど言い忘れたお万の方に上がるところの手すりの柱なんかももう腐っています。後ろの手すりは直すということもあるんでしょうけど、それを踏まえての今回の工事の中であるんですけど、手すり、上がっていく手すりですか、お万の方に。その手すり下はもう腐って朽ちくしている状態も、それも当然直すんでしょうね。

とにかく、この辺の、入札金額と違うにしても、出てきたものを、はい、分かりましたって言い方であるのかという問題になっちゃうんですよ、私的には。そういう面で、これ、執行するときの問題、我々はそれをどうチェックし、また、やっていってもらわなければいけない。そして、確かにこれは先ほどの前任者の質問でも、市長は十分考えながらどう早くどうするのかって、問題は、私的には、確かに勝浦の観光地って少ない中で、はっきり言って少ないので。観光客、これだけ来ても、どこにどう行つたらいいのか分からない。やっぱり来て、もつと楽しめる問題をどこでもつくつてやって、もう少し観光客を呼んで満足感が出るものをやつていただきたいなと思うんで、その辺の要望的な話を踏まえて考えていただきたいなと思います。

あと、もう1点の市営の、あそこの市営住宅の、これも25平米で140万ですけど、写真を見せ

てもらったら、石が出っ張って、網がかかって、これが崩れそうだから、これを取って、網のかけ直しをどこまでするか、この辺ももう少し予算上、出してくるにしても、しっかりと議員のほうにもう少し納得いくような話にしていただきたいなと私は思いますので、これを踏まえて、要望的な話で申し訳ないんですけど、ほかの人たちがさんざんやってくれたんで、私なりの思いで、要望で終わっちゃうんですけど、だけど、最後の小学校の3校が、興津、豊浜、総野の小学校が、この品物を、課長、本当にどれだけのものを運んで、1校当たり単純計算で187万、190万近いあれで生徒の数だけ物を運ぶのか、あるいは残材、残るものどう処理するのか。

これ、生徒数も、私も豊浜で育ったんですけど、今、残っている生徒がどのくらいで、あと教員の机とかいろんなものがどれだけ運んで、実際、単純で、子どものアパートの引っ越しをしても、武大生が引っ越しするにしても、単純的なものでトラック1台15万とか20万の話であるから、そういう計算の下に聞くんですけど、これを何を含んで何があれだということで、やっぱり詳細で出てきているからこの金額を上げているんですけど、この辺、再度、課長、説明願いたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。紫闇学校教育課長。

○学校教育課長（紫闇左恭君） お答えいたします。

3校の統合に係る引っ越しのものですけども、まず、経費の積算につきましては、統合する学校間で必要な物品を選択をいたしました。その際、学校で必要な書類が納められている耐火金庫ですか大型モニター、体育用具や楽器、教材等、そういったものも含まれております。それを、ただ、この見積りを頂いたときが6月頃であり、さらにその後も物を精査する時間等も必要かと思いましたので、予算要求する際には最大限必要だと思うもので、今回、予算のほうは要求させていただいております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 6月以降、精査して、もっといった、じゃあ、何がどう違ったって、そういうことは聞かないけど、実際、もう少し私なりにすれば、精査して、4人か5人でトラックで運んで、どれだけどう、じゃあ、あれ、体育用具を使えるものは勝手に持っていくて、飛び箱も持つていって、教材というか、そういうものが多いにこしたことはないのかという問題もあるんですけど、各学校からそういう体育用具を、何を持っていくてと、トータル的に考えて、持つていった、持ち込んだところの勝浦小学校だって、今度は倉庫の増築だなんて話になって、いや、私のそれは考えね。だから、その辺を本当にどこまで3校で、何を、じゃあ、ここのは一番新しいから持っていくとか、そういう思いであれすれば、もう少し精査してくれてもいいのかなというのは、それは私の考えです。これ以上、課長ができませんって話の中では、話でいいんですけど。

だから、そういうものを、一つ一つの、我々議員としてチェックすることが市民に対するやっぱり仕事だと思っていますし、それで新しいものは金かけてもやってもらいたいし、これは本当ですよ。コストカットは昔の一時代の話で終わっている話ですから、今後はかけるものはかけてどうやるかというのを我々はチェックしなければいけないと思っていますので、私の要望的な話で、これで終わりにいたします。

以上です。

○議長（戸坂健一君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさ

せていただきます。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（戸坂健一君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第57号は、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会へそれぞれ関係する所管事項についてを、議案第58号、議案第59号及び議案第60号は産業厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

---

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第61号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私の方から議案第61号 工事請負契約の締結について。このものにつきましては、クリーンセンターの施設改修工事の契約締結について、議会の議決を求めるとする議案と認識していますが、この内容については、提案理由でありましたが、予算については令和7年度当初予算7ページ、第2表債務負担行為で4億8,689万1,000円を計上されており、その際には、具体的な内容等が質疑はなかったと思われます。今回の契約は4億8,619万3,000円、8万8,000円の差しかないことから、既に内容等につきましては確定しているとの考え方から、まず、改修工事の改修概要、具体的な内容及び金額についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。

工事の概要についてでございますが、契約金額4億8,689万3,000円のうち、排ガス冷却器の整備、これが3億3,413万円であります。こちらは、焼却炉からの高温の排ガスがろ過式集じん機手前で冷却するための装置となっております。本設備が機能しなくなりますと、排ガスの温度が低下せず、集じん機の中でダイオキシン類が再合成され、排ガスの処理に影響を及ぼすこととなります。使用開始から22年経過しているところから、更新を図るものでございます。

次に、活性炭供給装置設備、これが2,650万円。こちらは、排ガス中の有害物質、ダイオキシンや水銀などですが、こちらを除去する活性炭を排ガスの中に噴霧する装置でございます。この装置が機能しませんと、排ガスの中の有害物質が除去できなくなり、排ガス規制の規制値等をクリアできなくなるおそれがあることから、また使用開始から22年経過しているところから、更新するものでございます。

次に、不燃物コンベアの整備、これが6,530万円。こちらは、焼却炉の下部、下のほうから排出される不燃物を不燃ごみ、粗大ごみ処理の過程で搬送するコンベアとなっております。施設の地下から3階まで搬送しているコンベアとなっておりますので、本装置が停止しますと焼却炉の運転もできなくなるという状況に陥る可能性があります。使用開始から40年経過しており

ますので、更新するものでございます。

次に、電気計装設備の整備、1,670万円です。これは酸素濃度計と排ガス分析計、こちらの整備となります。それぞれ、この機器類が正常に機能しないと、適正な排ガス等の監視ができなかつたり、酸素濃度の空気量、こちらの制御に影響することから修繕するものです。共に設置から11年経過しておりますので、これを修繕するものです。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

相当年数が経過しているということで更新ということであります、これにつきましては、令和14年の市原市で焼却とするまでの期間、これをしなければ故障しちゃいますよというようなところで今回するというような考え方なのか、まず、昨年も5億円ぐらいしましたですよね。今回も5億円ぐらいということですので、これはどういう計画というか、計画のスパンというか、計画があるのか、目的としてみればどこを目的としているのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。

議員御承知のとおり、令和14年に市原市のほうへ、今のところ可燃ごみの委託をする予定でございますが、それまでの間は現施設を使って焼却を続ける、市民の利便性を下げないために焼却を続けるというふうに考えております。

昨年の工事と併せて今年の工事も、私どものほうでは延命化という位置づけをしておりますが、延命化に係る工事は昨年と今年の2つの大きい工事で一段落というか、一つの区切りと考えております。それ以降につきましては、必要最低限の維持管理に伴う工事修繕を行ながら、令和14年まで焼却を続けるという考えでいます。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 分かりましたというか、今回のこの10億円ぐらい、両方でかかっていますよということなんんですけども、今後、予想される14年までは、まだまだこれを修繕をしなければいけないのか。焼却炉につきまして、これ、消耗品ということで、毎年3,000万ぐらいの中の炉の改修というのは理解するところなんですけども、そうではない機能的なところの改修というのが今までで10億円ですよと。そうしますと、その後にもまだ続くのか、このものについてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。

議員仰せのとおり、炉内の整備等につきましては継続するものでございますが、それ以外のものについては必要に応じての対応となるということです。

以上です。

○議長（戸坂健一君） 以上で通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（戸坂健一君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第61号は産業厚生常任委員会へ付託いたします。

---

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第62号ないし議案第65号、以上4件を一括議題といたします。

本件は、いずれも決算認定であります。既に提案理由の説明並びに当該決算審査意見の報告も終了しておりますので、これより直ちに質疑に入ります。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め45分以内といたします。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

これより質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから議案第62号 決算認定歳入のほうからお願ひします。

まず、3ページ、市税の予算現額なんですけども、これが3ページ、22億4,481万2,000円と、それと調定額が23億9,804万5,280円。これで1億5,323万3,280円の増となっています。予算額より調定額が増えたということですが、人口、減少していますよね。これで市民税、市税全般の中で予算額、市民税、固定資産税、軽自動車も含め、調定額が合計で増えているという、この要因についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。

調定額、予算現額よりも調定額のほうが多くなっているということなんですが、予算上、こちらで見込んでいたものよりは課税の対象になるものが増えたという認識であります。課税の対象と申しますと、市民税ですと所得課税になりますので所得が増えた可能性、それと固定資産も新たに取得されており、こちらで捕捉したものが影響して増額となったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 調定額が増えたということについてはいいかなと思うんですけども、実は市税の収入済額、これが、22億5,577万551円は、昨年と比べて8,223万1,918円の減少になっています。この要因についてもお伺いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。

昨年度と比較いたしまして、実は調定額も減少しておりまして、収納率、徴収率で申しますと、令和5年度が93.91%に対しまして、6年度は94.07%でほぼ同程度の収納率となります。調定額の減少がこちらの要因というふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。

もう一つだけ。徴収率が94.1%ということで、昨年より0.2ポイント上昇していますが、市税の根幹である市民税、固定資産税の収入未済額、これが4,313万6,893円。これ、市民税。固定資産税につきましては7,867万7,505円であります。これは未納の金額ということなんです。

この未納の金額というのは、一般的なところにどういう要因があるのか、あるいは今の税務課の体制とか、これを改善するための何か施策とか、そういうものがあれば教えてください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。

各税目とも滞納繰越分が非常に多ございまして、積上げになっているものなんですけれども、そういったものを、今まで手をつけていなかった部分ですとか、いろいろありますので、それと、ケース・バイ・ケースなんですが、納めたくても納められない方もいらっしゃいますので、そういった個別案件はきちんと精査しながら対応せざるを得ないんですけれども、とにかく今この数字が決していいものではないというのは理解しておりますし、今後、徴収率の向上に向けて、課員一丸となって徴収率の向上、滞納のないまちを目指すという、ちょっと私の中のスローガンではありますが、それに目指して頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、次に参ります。5ページをお願いします。5ページの歳入予算。これ、全般ということでいきます。

歳入予算145億2,998万3,750円に対し、決算額、これ、収入済額ですが、129億7,845万1,360円ということであり、15億5,153万2,390円の差がございます。この差は15億円と大きなものなんですけども、この中で大きな要因についてお願いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。

主な要因としましては、主としてふるさと応援寄附金の減少、また、事業繰越し等によるものです。歳入予算現額と収入済額の差額の大きいものといたしましては、まずふるさと応援寄附金関係でありますと、18款ふるさと応援寄附金で3億3,411万4,099円、19款ふるさと応援寄附金繰入金で2億7,291万9,781円。

次に、15款国庫支出金関係であります。令和元年災漁港施設災害復旧事業費負担金で3億3,205万6,000円、物価高騰対応重点支援地方創生交付金、こちら繰越明許分も合わせまして1億1,308万9,740円。それから、学校施設環境改善交付金で1,166万5,000円。

次に、16款県支出金でありますと、千葉県知事選挙事務委託ほか4事業で2,959万1,573円。

次に、19款繰入金で、学校教育施設整備基金繰入金で4,162万5,845円。

次に、22款市債でありますが、災害復旧費、過年発生補助災害復旧事業債ほか、11事業債で合計4億1,830万円。

以上、23の歳入項目合計で15億1,114万3,038円であります。

これらの金額の全部または一部につきましては、ふるさと納税関係と一部の事業を除き、主として令和6年度から令和7年度へと繰越した繰越明許設定事業及び事故繰越事業の特定財源

として見ているものでございます。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。ただ単に残っていますよということではなくて、今言ったように繰越明許費、また事故繰越ということで、来年度に引き続く予算であるというような形で理解しますが、実は勝浦市の監査委員の意見書の40ページで、この中には経常収支比率99.2%とされています。そうしますと、去年が、昨年度が99.8%、これよりも改善していますが、まだこれは逼迫した数字だということになるかと思います。この経常収支比率の内容、要因についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。

令和6年度決算において、経常収支比率は対前年度で、僅かではありますが0.6ポイント改善しました。経常収支比率算出式の分母を構成します経常一般財源において、市税全体は減少したもの、地方交付税、地方特例交付金、株式等譲渡所得割交付金などの増額により、経常一般財源は増加しました。

また、分子を構成します経常経費充当一般財源においては、扶助費や公債費が減少したものの、退職手当負担金の算定見直しによる増加や、会計年度任用職員の期末手当支給開始などにより人件費の上昇があったためこちらも増加しました。ただし、分母の経常一般財源の増加率が分子の経常経費充当一般財源の増加率を上回ったことから、前年度から0.6ポイント改善し99.2%となったものです。この99.2%という数値は、財政が硬直化していることであり、重く受け止めております。

経常収支比率が高止まりをしている要因としては、人口減少等により多くの市税収入が見込める中、地方交付税等、国からの交付される財源に依存する割合が高く、経常一般財源において自主財源が乏しい一方で、昨今の物価高騰による物件費の増加、さらに人件費の増加が経常経費充当一般財源を上昇させており、今後もこの厳しい状況は続くものと認識しております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、加藤副市長のほうにちょっと最後、この件の最後をお聞きしたいと思います。

一つは、今の財政課長の話ですと、分子と分母の話がありました。分母が増えたということで少し改善しましたよというような形で、分子のほうについては人件費とかがあつてそんなに変わりませんよということなんんですけども、これをどういうふうに改善すればいいのかということであれば、分母を大きくすべきということは、市税を多くすることによって分母が増えると。そういう仕方が一つと、もう一つは分子を減らすというような形だと思います。

これについて、加藤副市長より、今後、どういうふうな形で進めたほうがいいのか、お願いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。

財政の健全化については、我々のほうで不断の取組をしていかなければならないというのは

変わらないんですけれども、分母のところの市税につきましては、市民に負担を強いるということはなかなか考えづらいところであります。我々の努力で何か改善するとすれば、分子のところ、支出を不斷の努力で見直していくというところだと思います。昨今の物価上昇、それから人件費の見直しで、いかんせん支出が増えているということはあるんですけども、細かい、各職員、あるいは我々市長、副市長をトップとして、事務事業の見直し等々を積極的にやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。分母のほうもお願ひしたいなと思いますけど。

それでは、続きまして、今度は決算認定の歳出のほうでお願いします。質問の、私の考え方なんんですけども、当初予算で、予算は3月の議会で議決しました。しかしながら、今回の決算ということであれば、通常は100%近いものが支出するべきだなと思うんですけども、この中で、今回、不用額、歳出の7ページ、歳出の不用額が14億7,535万5,985円となっていますよと。ということであれば、この不用額の内容を見ることによって、今回の令和6年度の決算の内容が分かるのかなということで、不用額についてお伺いさせていただきます。

まず初めに、総務管理費5億8,536万4,848円。社会福祉費1億4,480万6,774円。清掃費4,958万2,056円。商工費3,379万1,746円。消防費2,426万6,630円。農林水産施設災害復旧費5億765万2,000円。これが大きなところだと思います。この内容等についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。

財政課、私のほうからは2款総務費、1項総務管理費での不用額5億8,536万4,848円の主なものについて申し上げます。

まず、3目財産管理費でのふるさと応援基金積立金で、こちらの不用額が3億3,591万4,099円、また、6目諸費でのふるさと応援寄附者特產品等贈呈事業の不用額が1億6,728万1,811円となっており、2款総務費、1項総務管理費において不用額の大宗を占めるものとなっております。

このふるさと応援寄附金に関する事業については、市の見積りと寄附者の御意向、御意思との乖離が生じたものであり、これが予算額と決算額に表れたものと認識しております。今後は、ふるさと応援寄附金の寄附状況の動きを細かく追いかながら、不用額の縮減に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊弘則君） お答えいたします。

私のほうからは、社会福祉費の不用額についてお答えいたします。

この不用額約1億480万円の半数である約5,114万4,000円は社会福祉総務費でありまして、そのうち大部分の4,600万円を超える額が、令和5年度から6年度に繰越明許を行った国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用して実施した物価高騰対応低所得世帯支援臨時特別給付金事業と勝浦市臨時特別給付金事業、住民税均等割のみ課税世帯等分と子ども加算分であります。この事業に係る予算は概算で計上していたものであり、不用額が見込めて、繰越

明許予算であることから減額補正ができなかつたためでございます。

このほか、障害者福祉費では、各種障害者支援事業に係る扶助費、老人福祉費では介護保険特別会計への繰出金、国民健康保険費では国民健康保険特別会計への繰出金等々での不用額であり、いずれも特別会計への繰出金や扶助費等の決算額が最終補正予算までに見込めなかつたことから、予算の減額をしなかつたことによるものです。

以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。

私のほうからは、衛生費、清掃費の不用額についてお答えいたします。

不用額の主なものとしては、塵芥処理費委託料の不用額が3,040万9,450円。これは、廃プラスチック運搬の処理業務委託と、一般廃棄物可燃ごみ運搬処理業務委託において、当初の想定よりも委託料が少なかつたためでございます。事業が3月まで続いておりますので、途中で予算を減することができなかつたものでございます。不用額に占める割合としては、約61.3%となっております。

次は、し尿処理費の工事請負費。不用額が724万6,951円。これは予期せぬ工事に備えて計上しておりました。応急工事、こちらの案件が当初の想定よりも発生しなかつたためと。応急工事でありますことから、途中で予算を減することができなかつたもの。不用額に占める割合としては14.6%。この2つで不用額に占める割合が75.9%ほどありました。

以上でございます。

○議長（戸坂健一君） 次に、岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。

私のほうからは、商工費の不用額3,379万1,746円でございます。

そのうち、全体の約8割となりますエネルギー価格等高騰対策支援事業の不用額が2,628万6,516円ということでございまして、これは当初見込んだ執行が所要額の3割であったことが要因でございます。これにつきましても、前年度からの繰越予算でございましたので、所要額が見込めた段階での減額補正ということができなかつたところでございます。

以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。

私のほうからは、消防費2,426万6,630円、こちらにつきまして説明させていただきます。

主な不用額の内容につきましては、消防費の1目非常備消防費におきまして、消防団管理運営費の報酬につきまして、こちらは消防団員に係る経費でございますが、入団者、退団者の人数により増減があり、6年度にありますては入団者の数が退団者より少なかつたということから、約115万円の不用額が生じました。

出動手当につきましては、6年度で操法大会の訓練が行われませんでしたことから、約365万円の不用額となっております。

また、負担金補助及び交付金、こちらでは現行の普通免許、自動車の免許、こちらで消防車両を運転することができない場合に、免許取得のために必要な経費を補助するための準中型免許取得補助金を用意しておりますけども、これに対して希望者がいなかつたことなどにより

まして、約113万円が不用となりました。

次に、消防車両整備事業につきましては、消防車両の購入費に当たって、入札差金により約103万円が不用額となっております。

続きまして、3目の災害対策費の自主防災組織等活性化事業の備品購入費におきまして200万円が不用額となっておりますけども、こちらは自主防災組織の新規の設立に向けて交渉を進めていた地区がありましたけども、新規設立に至らなかつたことから不用額となったものでございます。

次に、孤立集落対策事業につきましては、計画では食料ですとか飲料水、また、携帯用トイレの購入を予定しておりましたところ、地域との協議におきまして、有事の際にすぐに必要となります発電機ですとか蓄電池、これらに変更し、これらの入札差金などにより約948万円の不用額が発生したものでございます。

以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） 申し上げます。

私のほうからは、第10款災害復旧費の第1項農林水産施設災害復旧費の不用額について御説明申し上げます。

非常に金額が偏っておりますので、主なもので申し上げさせていただきます。5億765万2,000円のうち、漁港施設災害復旧費のほうで5億530万5,000円、パーセントにいたしますと99.5%を占めているものでございます。こちらにつきましては、令和元年度の台風19号により被災いたしました漁港施設である串浜漁港、勝浦東部漁港の工事請負費に関するものでございます。こちらは、被災当初からいろいろ入札等やっておりましたけれども、ずっと不調続きでおりまして、施行方法を変えまして、令和5年9月補正予算により再度予算編成をし、令和6年度に繰越しをさせていただきました。

その際、通常の手続を踏みますと、令和7年度への繰越しにつきましては事故繰越というところにより対応すべきところですが、工事の施工業者が決まっておらず、契約行為がなされていないことから事故繰越として処理することができないため、令和7年度におきましては、当初予算として再編成したところでございます。令和6年度予算としては、繰越明許費として処理されていることから減額補正することができないため、このまま不用額となったところでございます。

以上です。

○議長（戸坂健一君） 質疑の途中ですが、午後2時20分まで休憩いたします。

午後 2時05分 休憩

---

午後 2時20分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、1件だけ聞かせてもらいます。

消防費の関係なんですけども、332ページに孤立集落対策事業というものがございます。先ほどの答弁の中で、このものにつきましては、多分、900万ぐらい余ったなということは聞いてい

るんですけども、今、これは発電機を買いましたと。あと、消耗品も、多分、買ったんだと思うんですけども、今現状、各区、多分、21区で200万、と4,200万が当初予算に計上されていましたと思ひますけども、その動向についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。

孤立集落対策で購入した物品というところでございますけども、主なもので発電機、蓄電池、ソーラーパネル、投光器、こういったものでございまして、こちら、有事の際に一番先に必要になるであろう、通信とかのかかる電源、こういったものの準備というところでこういった物品を購入してございます。受入体制の整った地区のほうから配布を始めている状況でございます。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それは各区のほうにもう分けてはない。

○消防防災課長（窪田 正君） 分けています。

○4番（長田 悟君） ごめんなさい。分かりました。すみません。

○消防防災課長（窪田 正君） 準備できたところから配っています。

○4番（長田 悟君） 準備していると。ちょっとうっかりしました。すみません。

続きまして、国民健康保険特別会計のほうにお願いします。417ページ、保険給付費不用額なんんですけども、2億423万6,485円の要因についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。田中市民課長。

○市民課長（田中めぐみ君） お答えいたします。

保険給付費不用額の要因でございますが、主なものとして、療養諸費、医療費の減でございます。決算額が3月補正まで見込めないことから、予算の減額をしなかつたことによるものです。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それは分かります。療養費諸費と医療費の減だというのは分かるんですけども、保険給付費支給済額が16億2,467万8,515円であり、これは年間の支出額になると思います。これを12で割りますと、1億3,538万9,876円であり、不用額2億423万6,485円はその約1.5倍に相当します。この金額を残す理由はあったのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。田中市民課長。

○市民課長（田中めぐみ君） お答えいたします。

保険給付費は月によって差があります。令和4年度から6年度では、9,800万円から、最大の月で1億4,000万円と約4,000万円の差がございます。例年ですと、1月から3月の医療費が高い傾向にありますので、3月補正時期に余剰金が見込めないことによるものでございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。

続きまして、今度は直営診療施設勘定のほうに参ります。ページは263ページ。診療収入が予算額5,029万5,000円、調定額が5,282万8,055円と253万3,055円、5%の調定額が増になってい

ると。この要因についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。田中市民課長。

○市民課長（田中めぐみ君） お答えいたします。

外来患者の増により、国民健康保険診療報酬収入、社会保険診療報酬収入、患者が納付する負担金収入が増加したことによるものでございます。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 診療報酬が増えたということは分かります。その要因として、国保、社保の診療報酬が増えたということなんですけども、その要因は何かということなんですけども、主要施策の成果に関する説明書では、前年度に比べ患者数が6年度は9,131名、前年度より1,236人増えているという結果が出ています。この要因は、例えば感染症の増加なのか、診療待ち時間が比較的短いことによる、来院しやすいことによるものなのか、その他サービスの向上につながる増加なのか、課長の考える要因をお願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。田中市民課長。

○市民課長（田中めぐみ君） お答えします。

増加の要因でございますが、新型コロナワクチンの予防接種患者の増加と発熱外来患者の増加と考えられます。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。増えたことについてはいいかなと思っております。

続きまして、議案第64号 後期高齢者医療特別会計なんですけども、491ページ、後期高齢者医療保険料収入未済額224万6,200円の要因についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答えいたします。

まず、徴収方法ですが、特別徴収と普通徴収がございまして、特別徴収の場合は天引きされますので収納率は100%となっております。未済となるのは普通徴収なんですが、こちらは天引きされないがために御自身が納付をするということになるんですが、納付忘れも含めまして、とにかく納めていただいてないというのが実情でございます。後期に限らず他税目も同様でして、納めていただけないというのが未済の大きな要因となっております。

以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 多分、給与天引きとかが、特別徴収から普通徴収に切り替わった際ということで、そういうものにつきまして、市民のほうには分かりやすい、あるいはそういう通知とかをしたほうがいいのかなと思うので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、492ページなんですけども、この中で歳入歳出引残額398万6,090円ということなんですけども、後期高齢者につきましては、県が保険料は仕切っていますよというような感覚なんですけども、この残額の取扱いについてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。田中市民課長。

○市民課長（田中めぐみ君） お答えいたします。

差引残額の取扱いでございますが、翌年に繰越金として計上しております。  
以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 翌年に繰り越すということは分かりますが、6年度の歳入の繰越金額は、これを見ますと1,130万6,265円であることから、そうなりますと、令和7年度につきましては398万6,090円となるのか。また、その翌年の歳出としては、これは総務費とか、連合給付金とか、その他の支出の項目になるのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。田中市民課長。

○市民課長（田中めぐみ君） お答えいたします。

令和7年度の繰越金は398万6,090円でございます。翌年度の歳出としましては、後期高齢者医療広域連合納付金としております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。

それでは、続きまして、最後かな。介護保険、議案第65号 介護保険特別会計、ページ数は542ページ。保険給付費不用額4,900万6,428円の内容及び要因についてお伺いします。この要因というのが、内容と要因ということは、サービス人数の増減なのか、介護認定度合いの変化なのか、その背景は何か、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えします。

不用額の内容につきましては、第9期介護保険事業計画の計画額と比べまして、訪問看護費で約1,650万円、訪問入浴介護費は約780万円、通所介護費は約2,170万円ほど支出が下回っておりまして、これは昨年、訪問入浴事業所が廃止となったことや事業所の人手不足などによりまして、サービス提供が一部で減ったことが不用額を生じる要因となったものと考えております。

一方で、昨年度、新規に開業しました地域密着型通所介護施設は計画を上回る利用があるなど、介護サービスごとに計画額と比べ支出の多少はございますが、介護サービス費全体としましては、予算額の約2.1%、4,900万6,428円が不用額となったものでございます。

なお、議員の仰せのサービス利用人数については関連があるものと考えますが、要介護認定者数につきましては計画値との差異はほとんどございませんので、関連は低いものと考えております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 今の答弁の中で、昨年度新規に開業した地域密着型通所介護施設というような話がありましたけども、これはどういうところなのかということと、今の認定者数に差異がないというような答弁でしたけども、これで不用額が増えたということであれば、1人頭の介護費は少なくなったというような形で考えられると思います。そうした場合については、勝浦市全体の介護認定、あるいは介護に要するのが、介護については改善してきたというような、人は変わりませんよね。人が変わらなくて、介護の給付費が減ったということであれば、全体的なことなんんですけども、介護が5が4になった、あるいは3が2になった、あるいは要介護

になったとかというような形で改善が見られているというような形に取ってよろしいか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えします。

昨年度開業いたしました地域密着型通所介護施設は、コンパスウォーク勝浦でございまして、沢倉地区に令和6年6月に開業し、利用者が自立した日常生活を送ることができるよう、機能訓練等を実施する施設でございます。

次に、介護度の改善につきましては、要介護4及び5の認定者数が計画より減少しておりますことから、重度化防止に向けた一定の改善効果が表れているものと考えております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 最後ですけども、531ページなんですけども、介護給付費準備基金繰入金、これが3,231万円に対し、561ページの基金積立金3,410万8,812円は、予算は同等ぐらいなものであります。介護給付費準備基金は3億2,886万3,828円となってますが、介護保険事業計画どおりの基金の状況なのか、これをお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えします。

介護給付費準備基金につきまして、第9期介護保険事業計画では、令和6年度から8年度までの計画期間中の介護給付費準備基金の取崩額を1億7,400万円と見込んでおりますが、令和6年度は、収支決算の結果、179万8,812円を積立て、基金残高は3億2,886万3,828円となっております。

これが計画どおりの金額かどうかということにつきましては、単年度の基金残高見込みは算出していないことから直接比較する数値はございませんが、順調に推移しているものと考えております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。

次に、鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） それでは、決算について、歳入歳出分けて全部で9項目になります。

まず、歳入のほうから2項目お伺いします。1点目としましては、ページ数で言うと11ページから13ページ、市税全般の収入未済額について、まずこの中の収入未済額の滞納処分等の詳細について、現年課税分と滞納繰越分についてお伺いします。

その前に、小野寺課長におきましては、今年の4月から、県税の徴収担当官として活躍していた課長が勝浦市に来ていただいたということは、こういうものをまず整理していただけるのかなという、非常に大きい期待がございます。そういう中で、小野寺課長の勝浦市の市税に対する考え方も含めてお聞きをしておきたいと思います。

まず、滞納処分の詳細、現年課税分と滞納繰越分についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。

まず初めに、滞納処分に至るまでの事務処理について簡単に御説明させていただきます。現

年分につきましては、納期内に納付いただけなかつた方に対して督促状送付しております。その後も、納付の確認がとれない方に対しまして催告書を年3回送付しております。繰越分につきましても3回、今まで3回催告書をお送りしております。そういった中でも納付が確認できない方につきましては、いよいよ処分ということになります。処分と申しましてもいろいろありますが、差押え処分、並行して財産調査も行っておりますので、財産が発見でき次第、速やかに、差押え処分を行うといった流れで、こちらのほうは滞納整理に当たっております。

以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 今、要は税金を納めない方に対してどういう対応をするかという流れを御説明いただきました。それで、その中で、やっぱり滞納処分、これは必要なものです。税金は、基本的には国民自ら納めるというのが第一前提になっていまして、その中にも納められる、いろいろな経済状況から納めたくても納められない人も含めて、納めた人と納めなかつた人が、これが混合したら駄目なんだということも前提にあると思います。そして、その中で、納められなかつた人については滞納処分をしていくということで、今、通知をこれだけしていくことということがあります。ただ、通知をしても、いろんな状況があります。その人、納税者一人一人がいろんな違いがありますが、ただ、そこについてはみんな平等、平等と言うとおかしいけど、対等にやっていく必要があると思います。

そういう中において、滞納処分もいろいろあると思いますが、まず差押えとか、差し押さえたものを競売にかけて現金化するとかがあると思います。勝浦市も、過去には差押え、そして、差押えもあるし競売もあります。差押えも、働いている方については給料の差押えとか、そういうものまで含めてあるんですけど、その現状を照らして、勝浦市、今、どんな状況にあるのか、差押えの状況、件数が分かれば件数、そして差押えの結果の実績等が分かれば教えてください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。

先ほどおっしゃっていらした扱える、納められる方と納められない方、これにつきましては、それぞれの事情に応じて対応させていただいております。ただ、資力があつて納付がない方につきましては、こちらも厳しくといいますか、毅然とした態度で臨むという方針で差押えを執行するということで進めております。

差押えの具体的な件数が、すみません、今、ちょっと手元等に資料がございませんので後ほどお伝えいたしますが、ただ、少ないとということだけは申し上げておきます。非常に少ないです。積極的にこれから差押えをしていこうと思います。財産も、先ほどおっしゃられたお給料ですか、それから預貯金、あと自動車、様々ありますので、換価しやすいものからというのをセオリーとなっておりますが、こちらの事情も勘案しながら、適当といいますか、適した財産を差押えしていくというような形で取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 市税の中でも、いわゆる市県民税という形で、市民税と県民税合体して徴収してということがあります。そうしますと、やっぱり以前は、この市県民税については、県税

のほうは県税、市民税は市民税という形でやっていますけど、合同して、県と合同した形での差押えとか、そういうものがされていた時期もある、今もやっているかもしれませんけど。その辺について、やっぱり県と同じ住民税という形であれば共同してやっていく必要もあると思いますが、今、その辺が、令和6年度。どういう状況であったか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。

そうですね、県と合同といいますか、県にお願いをして、地方税法、すみません、旧48条、ヨンパチと呼んでおりますが、に基づきまして、県のほうにお願いをして処分をしていただいているものもあります。今年度も数件お願いして、既に完納になっているものや進んでいるもの、滞納額が減っているものもございます。必要に応じてこちらも一緒に、他税目があった場合には合同捜索といった形で参加させていただいております。

以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 続きまして、市税の中の市民税、ここでは3税だけ言いますけど、市民税、固定資産税、軽自動車税、不納欠損が生じていますけど、その不納欠損の数値について何種類かあるんですけど、それの主立ったものについて、どんな不納欠損をしているのか、したのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。

不納欠損の大半が5年の時効によるものです。要するに、何もしないまま落ちていったという、そういうものでございます。

以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） そこが非常に以前から問題になっている部分、あるんですけど、結局、先ほど課長が言った、督促が来て、催告が来て、差押え処分とか、いろいろな対応をしても、5年たてば消えちゃうんだよというような間違ったものが拡散されているという言い方、おかしいかもしれないけど、一部ではそういうふうに、税金は納めなかつたらいざれなくなるよと。しかも5年払わなきゃなくなるよって、それが最初に言った、払っている人と払っていない人の、そういう差異があってはいけないなというところにありますので、その辺について、不納欠損だから落とせるよ、法律に基づいて落とせるよという手前でぜひとも対応していく必要がありますので、その辺について、もう一度、課長のほうからお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおりでございます。時効で落とすというのが、我々徴税吏員にとっては一番恥ずべきことだと私は考えております。それが非常に多いというのが実情でございまして、先ほど自主財源のお話もありました。市税を上げるのではなく、市税をきちんと納めるべき人に納めていただくというのが非常に大事なことだと私も考えておりますので、まず、職員、我々の意識を変えていくことから始め、市民の皆さんのがんばりも、改革といいますか、変えていきたいと私は考えておりますので、これからも皆様の御協力も必要かと思いますので、

こちらも精いっぱい頑張ろうと思っております。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） ありがとうございました。

続いて、歳出のほうに移らせてもらいます。歳出につきましては、ちょっと細かいことを決算で聞いて申し訳ないんですけど、まず63ページにあります広報かつうら発行事業について若干お伺いします。広報かつうらを、毎月一度発行されています。その詳細については、この成果の説明書の中に全部出ていますので、それは分かりますが、この発行について、これ、勝浦が非常によかった点というかがあるんですけど、基本的には自治会、いわゆる区、区長さんを通じて各区民の方には回覧とか、個別に配布をされています。

それも、今も当然やっていますが、それ以外の方について、区に、移住・定住もあって、基本的には移住してきた方はいろんな理由で移住してきている、勝浦がいいという人もいるし、田舎の自治体がやっぱりいいという人も、いろんな方がいるんですけど、一つだけ煩わしいのは、もともといたところの自治会の関係で煩わしさがあったという方が私の中では数名、2、3名いたんですよね。勝浦市に来ても区に入ってくれという、各区、今、四十何区だっけ、ありますけど、それぞれの区で対応は基本的には同じかもしれないけど、区によって違います。その中で、住民票を置いて生活をしたら区に入らなきやいけないという区もあるし、新しい人についてはそれぞれの自主性に任せるという区もあります。

そういう中において、勝浦のよかった点は、区に入っていない方が転入してきたときに、この広報かつうらの受け取り方がありまして、基本的には、先ほど言ったとおり区長を通じて配布をされているというところですが、そこに入っていない方は、勝浦市としては個別郵送をして今までいました。それもやっぱり個人の意見を聞いて、恐らく全部に全部、個別郵送してきたわけじゃないと思いますけど、必要な方については個別で郵便、市が負担に負担してやってきた、これはほかの自治体にはあまり見られない傾向であって非常にいいかなというふうに思っていましたが、今年の3月をもってこれがなくなったんです。廃止になった。

廃止するに当たっても、今まで郵送していた人に、3月にたしか文書があつて、その中に書いてあったのが、郵便料が値上がったので、今後、個別配布はしませんというふうな文書が入っていました。私、それ見させてもらったんですけど、そういうことに対してどうなのかなというところで、まずこの事業の中で3点ほど伺いますが、発行事業にかかわって、今までの、昨年、令和6年度の個別配布にかかった郵送料は幾らぐらいあったのか。それと、あと未加入市民に対して個別配布をしていたと思いますが、何世帯あったのか。そして、令和7年4月から、今年の4月からはこれがなくなったということですが、そのような判断になった理由。この3点について、まずお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。

初めに、広報かつうらの郵便料についてでございますが、こちらについては、決算書78ページの一般管理費、郵便料、こちらは市として発送する郵便料全てこちらの科目で支出しているわけでございますが、そちらの1,121万6,835円に含まれます。

次に、従前、個人郵送していた件数ですけれども、323件でございます。

あと、それから、このような個人郵送をやめた経緯についてでございますが、こちらにつきましては、情報発信のデジタル化を推進するとともに、広報業務にかかる経費を精査し実施したものでございます。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 通告書を出してありますよね。事業に係る役務費の郵便料というふうに書いてあります。この事業に係る。全体のことはここに出ています。1番目の質問ですよ。

それで、それは答えもらいたいと思いますけど、郵便料、327件掛ける110円掛ける12か月でいいのかな。そういうふうになると思うんですけど、去年は110円だよね。なりますけど、そこをしっかりと答えていただけないと、次に実際、進めないんですけど、数字というのはいろいろあるんですね。ここに何万円使ったから、例えば何百万使ったから、何千万使ったから、これはもうこれ以上かけられないよというのと、個人個人の、一般市民の個人に対して郵便で送っているよということ、この自体が、区に入っている人から見れば、それはおかしいんじゃないかな、差別じゃないかという見方もあると思います。だったら、全部、郵便で送れよということも、極端でありますと言えるかもしれません。

入ってない人は、今回、手紙の中にもありましたけど、デジタル化が進んでいる、スマホで見られますというふうになっていまして、スマホについても市はいろいろ力入れているんで、今日もやっていますけど、スマホの使い方教室とか、いろんな相談窓口をつくったり、やっています。これから本当にそういうデジタルの時代に移っていく、今、移っていく過渡期にあると思うんですよね。完全にデジタル化になってはいませんので、まだ、議会もそうですが、紙ベースで読み書きじゃない、見たりすることが、市の情報というのは、市民全体が同じ共有できるところが必要ではないかなと。必要な人たちが必要なのを見るんであれば、これはもう好きにやってくれんですけど、市のほうから出す情報は、これは全市民に、全市民という言い方はおかしいけど、1万4,000人じやありません。全市民が見れる状況をつくること、これが必要じゃないかなと思いますので、そのところを考えれば、これ、急に来たんですね、手紙が。今まで、去年の3月まで個人郵送を受けてきた人が、急に来て、4月からやりません。いや、それはないだろうというので私のところにも、実際、何件かですけど、苦情の電話、苦情というか、聞いてくれよって話が来ました。

そのところを、やっぱりこれ、やるんであれば、例えば1年間、今まで郵送していた人に対して、今後、このようになるよという、それこそいろんなところでアンケートもやっていますけど、そういうものをやってもいいんじゃないかなと。受けている人の意向調査をやって、その人たちがもういいよということであれば、100%じゃないですよ。そういう意向調査をした上での結論であれば、それはそれでやむを得ないかもしれませんけど、いきなり4月からやめますって、これは行政のサービスとして私はないというふうに思うので、その辺について、今、件数はちょっとお答えいただきましたけど、市長なり副市長に、そのやり方が本当によかつたのかどうか、その辺についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。

私のほうからは、広報かつうらの発送にかかる郵便料についてお答えさせていただきます。

大体、1回当たりの郵便料が月額約4万4,500円。これを年12回発送いたしますので、年間約53万4,000円となります。

以上です。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） こうした取組の決定、庁内の決定のプロセス、様々御意見あること、承知しておるところです。我々としては、先ほども経常経費の話がありましたけれども、そういう中で適切な議論をしながら行政決定をしていくんですけども、今、議員仰せの市民からのお声というのもこの場で受け止めさせていただいて、今後、同様な事案については、そうしたお声も参照しながらやってまいりたいというところだと思います。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 年間の53万4,000円を省くためにというか、こういうことをしたのであれば、これは住民サービスの低下だというふうに言っても過言ではないかなと思います。たかが53万じゃありません。年間、市の予算の中の貴重な53万円、これが今まで出ていたものを郵便、この郵送をやめて、それが出なくなつたということに対して、やはりここは非常にもつと検討する必要があるかなと。

もう一つ話をすれば、区に入っていない地域の人、例えば勝浦で言えば、興津久保山台、ミレニアですね、勝浦東急の別荘地の中に住んでいる世帯の方、そのほかにも各地区に入っていない方がいます。そういう方からして、市のほうに相談をしたそうです。何で、また送ってくれよと言ったら、もうそういうことは4月からやらないことになりましたということで。でも、そこで、住民の方が市のほうにかけ合つたら、4軒集まれば送りますということで送ってもらったそうです。4軒。ということは、その方に送るかもって言ったのかもしれませんけど、郵送はされてきたと。今後は、だから、人数が集まればやることだったんだということで、もうそれは4月、5月からかな、来ているということをお聞きしました。

であれば、やっぱりそこのところ、もうちょっと、今、加藤副市長言いましたけど、もっと十分協議して、これ、はっきり言ってこういうこと、ちっちゃなことかもしれないけど、これ、住民サービスの低下につながっているというふうに認識をさせていただいているので、そのところについて、今後、もう一度協議ができるのか、できないのか、もうやらないのか、この辺についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。

広報かつうらの個別配布については、これ以降、行う予定はございません。これについては様々な御意見があるのは承知しておりますけれども、予算の適正執行、それから公平性の観点等々、吟味した上での決定ですので、これについては、個別の送付については再開する予定はございません。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 次に、また小さなことですみません。84ページ、市長への手紙事業です。成果に関する説明書の11ページに実績の数値があります。これを見ますと、寄せられた手紙の数

が69件で、受けた、寄せられたのが69件、受理したのが64件、回答が39件となっていますので、まず、受けた数と回答数が約半分、4割ぐらいですかね、回答しているのが。違う。6割か。6割ありますが、この回答をしていないということはどういう理由かというのは、あそこの市長への手紙の中に誹謗中傷だとか市への意見、意見の中でもちょっと間違った意見とかというのがあった場合は回答しないとあらかじめ書かれていますので、それを承知の上で手紙を送っていると思いますけど、そういう中で、件数で、これ、結構、中身は要りませんけど、どういふもので送られていない、回答されていないのがあったのかということ。

もう一つは、4月から始まった有料駐車場に関しては、私も市長の手紙を見ましたら、この件だけでも8件ぐらい、たしか相当多くの件数がございました。その回答の方法なんんですけど、回答はみんな、やっぱりこれは反対という意見が、意見として市長への手紙が多くだったので、答えは一緒になるかもしれませんけど、ほとんどコピーをしたような答えたということを言っている方もいますので、私もよく見たら、やっぱり結局は駐車場を造った背景が言われていますし、今後の対応が答えられていますが、そのところでこの決裁、市長が最後にサインをしていますので、市長として、この決裁について、あと中身について、十分熟読しているとは思いますが、その決裁手順については、基本的には課長さんが最初の文字を起こすと思いますけど、それについてどういう対応であるのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。

初めに、市長への手紙の件数の内容についてお答えさせていただきます。令和6年度は69件の手紙が寄せられております。そのうち、内容的に誹謗中傷があったもの以外の64件を受け付けたところでございます。また、回答の希望があったもの39件について回答したところでございます。

それから、市長への手紙の回答の手続の流れですが、市長への手紙が郵送等でまずは総務課に届きます。総務課におきまして内容を確認し、誹謗中傷的な内容ではないかどうか、これを確認して担当課に回付します。内容によっては担当課に回付します。基本的には、関係課において回答文案を作成し、総務課を経由しまして市長まで決裁を取った上で回答を郵送しているところでございます。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） よく分かりました。この市長への手紙、非常に市民の生の声を聞く上では非常に重要なものですので、ぜひ今後とも続けていただきたいのと、やはり質問に対して、質問というか、手紙の内容に対しての答えを、これが単純に、一方的になるんじゃなくて、やっぱり手紙をくれた方への手紙の返事なんで、その辺は十分に対応していただければというふうに思います。

それで、一つだけ、私もずっと、最近は出るのが、ホームページにアップされるのが早くなつた。それも、やっぱり市長への手紙の中の意見が参考になっているのかなと思いますけど、あと受理した年月日があつて、回答した年月日がある。前は3か月たたないと回答していなかつた。回答しなかつたんじゃないでしょうけどアップされてなかつた。そういうところは非常に早急に対応している部分がよく見えましたので、今後とも引き続きよろしくお願ひしたいと、

私がよろしくっておかしいけど、そういう気持ちでいます。

次に、自治会、先ほど言った自治会の問題です。これ、広報かつうらを届ける、届けない、最終的に副市長はこれはもう今後やりませんという話なんでそこで終わるんですけど、今、自治会、やっぱり加入率がやっぱり全国的にも減っているし、都市部では特に減っている。自治会の存続さえ危ぶまれているということが言われています。勝浦市の自治会の加入率、いわゆる区の世帯加入率についてお伺いするのと、先ほど言ったとおり転入転出、転入してきた方へのそういう自治会があるよというふうな啓蒙がされているのかどうか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。

初めに、自治会の加入率でございますが、令和7年4月1日現在の市内の世帯数が7,992世帯で、各区の区長さんに4月1日現在での自治会加入世帯の報告をいただいています。そちらの世帯数が5,978世帯。なので、割り返しますと、加入率は74.79%となっております。

続きまして、自治会加入への啓蒙活動についてでございますが、現実的に特にやっておりませんが、転入された方などから年に数件、問合せがございます。その際、自治会加入を強制することはできませんので、区長さんの連絡先と併せて本市の自治会の状況等について説明を行っているところでございます。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 加入率が74.79。世帯では約2,000世帯が入っていない、単純な計算ですけど。そうすると、この中には恐らく武道大学の学生さんは入っていないんだろうと。さつきもちょっとお聞きするのがあったんですけど、武道大学の学生も一個人、一市民ですので、やはり広報等も本来であれば届ける必要があるかなと。聞いたところによりますと、今もそうなのかもしれませんけど、今の現実、ちょっと分からぬんで、以前は大家さんに配ってもらっていたという部分もあるんですけど、ちょっとその辺、分かればお聞きしたいのと、あと、やっぱり転入者に対して、勝浦市の行政区の在り方みたいなパンフレットみたいのがあると、来た市民がその辺を理解した上で対応できるのかなと。今、そういうことやってないということですけど、その辺を作つて、勝浦市の行政についての、ホームページなんかも出ていると思いますけど、やっぱり紙ベースでそういうのは配られたらいいかなというふうに思いますが、それについてお答えをお願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、差分の2,000世帯は、多分、推測ですが大学生だと思われます。大学生には、現状、広報等の配布は行っておりませんが、年度当初のごみの分別カレンダー等は大家さんを経由して送付しているところでございます。

また、啓蒙活動についてでございますが、できるだけ区のお付き合いをしていただけたらと私も思っております。何かの機会に、その辺は区長さんを通して意見交換をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） この行政区、毎年5月に区長さんを集めた市の行政の報告と懇談会を毎年やっていますので、そういう席でもやっぱり各区の実情等も調査をしてもいいかなというふうに思いますし、やはり行政区運営、市だけが行政を進める母体ではないので、やっぱり行政を進めるには市民が当然入ってきますので、そういう市民の方を含む行政区に対しての啓蒙は必要ではないかと。今後、こういうものに対しての庁内の協議を進めていただきたいとは思いますので、それについて、これはお願いで終わりにしますけど、そういうことがありますので、こういう関係を市長への手紙で書いてこないように、ぜひとも率先してやっていただければと思います。

次に、衛生費の負担金補助及び交付金のうち予算額、これ、815万2,000円に対して507万円の不用額が生じたということで、私もちよつと考えたら、これは浄化槽の関係とか、あとはコンポストとか、そういうものかなというふうに思っているんですけど、実態はどのようなことでしょうか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 担当課長の答弁の前に、先ほど鈴木勝巳議員の質疑に対し答弁の保留がありましたので、答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） 先ほどの件につきまして、お答え申し上げます。

滞納処分の実施状況でございますが、預貯金が2件、給与が2件、国税の還付金が4件となっております。

以上でございます。

○議長（戸坂健一君） 次に、渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。

予算額815万2,000円に対して507万4,000円の不用額が生じた理由でございますが、補助金の申請数が当初見込んでいたものより少なかったため、また、申請期間が3月まで可能なことから、申請の機会を設けるために予算を確保したものでございます。

事業の内容といたしましては、合併浄化槽設置事業補助金、これが当初の予算額474万6,000円、7件分の用意をしていたところ、実際のところは227万円で、3件の申請があったもので、執行残が247万4,000円になったものでございます。

もう一つが、住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金、こちらが、当初予算では315万円、39件分の用意をしていたものでございますが、支出額が75万円、件数としては11件のものでございまして、執行残が240万となってしまったものでございます。

広報紙、ホームページ等で周知をしているところでございますが、また、住宅用設備等脱炭素化促進事業、これに関しましては、ホームページのほうに予算残の執行状況等も掲載するなどして工夫をして周知しておりますが、増えていない状況ということです。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 説明は分かりました。ただ、当初予算を取って、結局、最後まではなかつたと、なかつたというか、予算額まではなかつたということです。最近、住宅の建設も非常に少ない中でありますけど、まだまだ浄化槽については、昔の単独であったり、またはくみ取りであったりということで、環境保護の問題から、勝浦の場合は下水道ありませんから、この合併浄化槽、もしくはコミプラというか、そういうところもありますので、そこをもっと啓蒙して、

実際、補助金を出しても設置する人はお金かかるんですので、ただ、かかる費用の相当分は補助金で出ます。ですから、そのところは、環境負荷に対する対応ということで、もっと啓蒙をしていく必要があろうかなと思います。住宅を持っている方とか、あとはホームページ、もしくは広報かつうらなどに、年に数回、こういうもの、残ってきているんであれば、出して啓蒙するということが必要かと思いますが、その辺の対応、お考えをお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。

先ほども申したとおり、広報紙、ホームページ等の周知というところが今のところの状況でございます。何かしらの機会で、例えば市民とのお話ができるような場面があったときにPR等をできたらと思っております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） その昔の話をして申し訳ないけど、イベントが、今、少なくなって、過去にはイベントの中にそういう浄化槽関係の業者が来て、浄化槽とはこういうもんだというのを实物を出してPRしたことも過去にはあります。今、本当にそういう場がないけど、年に数回、朝市に出てもいいと思うんですけど、それはそれで検討してもらえばというふうに思います。

あと、3点あるんですけど、5分なので、2つはしょりまして、319ページの地籍調査業務、これについてお伺いをいたします。地積調査が始まっていますが、4年、5年になろうかと思います。当初、目的としたときには、30年から50年かかるだろうというふうなことが言われていますし、千葉県でも全部終わったのは数自治体しかありません。勝浦も始まって、今、夷隅郡内でも、ほかも始まっていますが、大多喜町も15年、20年たってやっと半分まで行くかどうかという話らしいです。

その中で、やっぱり地籍業務は津波対策にも、津波というか災害対策に非常に役に立つ部分です。過去の3.11のときも、地籍調査が済んでいた地域は復旧が非常に早かった。要はくいを打つ、全部流れてしましますので、そこで地籍のくいを打つことが、その資料によってすぐに復元できて復興が早かったという情報もあります。

勝浦もいつ来るか分からない、津波もありますし、大災害あります。そんなときにやっぱりこの地積調査の資料というのは非常に役に立つし、あと、我々も含めて、いろいろ個人の所有地等もあります。今、やっているのは都市部のほうです。都市部というか海岸のほうですが、住宅がくっついていて、それらの境界の問題等もあります。その中で、今、我々の代というか、30代、40代、50代、もしくは、30代じゃない、50代、60代、70代の人たちであれば、自分の土地の境界は大体分かるんです。ただ、若い人たち、20代、30代にとっては、全く自分の土地も分からず多くなっているという状況もあるようです。実際、うちのせがれなんかも自分の土地、分からずで、一応、教えてはいるんですけど。そういうことが、この国の補助金を使った調査業務でできているということで、これについては、これからどんどんほかの自治体も入ってくるんで、やる状況、難しいと思いますが、その中で、始まってから3年たつ中で、今現在の進捗状況、何%進んでいるのか。

それと、あと、実施したところ、海岸線が主だと思います。墨名区のほうも終わっているところがあると思います。そういう実施した箇所、字と箇所、面積が分かれば教えていただいて、

分からなきや特にいいです。そして、実施している中で一番問題になるのは、くいの立会いです。立会いに来ない方もいると思いますが、そういう方たちに対して、どのくらいの件数があるてどういう状況か、お知らせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。

まず、現在までの進捗状況でございますが、本市の地籍調査は平成29年度に事業実施計画を策定し、50年のスパンでということで計画しております。平成31年度より一筆地調査を実施しております。令和6年度末時点では、実施計画のとおり進んでございます。なお、パーセンテージで申し上げますと、事業を実施しようとする面積が77.39平方キロメートルございます。そのうち登記まで完了したというところが1.13平方キロメートルでございますので、進捗率いたしましては1.46%ということになります。

続きまして、令和6年度に実施した箇所及び面積でございますが、地籍調査は1地区4年サイクルで実施しております。令和6年度では、4地区で地籍調査事業を実施しており、興津地区の一部で1.22平方キロメートル、沢倉地区の一部で0.47平方キロメートル、川津・沢倉地区の一部で0.97平方キロメートル、鶴原地区の一部で1.06平方キロメートルでございます。

次に、実施している中で立会いなどが行われずに確定しなかった件数ということでございますが、これまで一筆地調査に係る筆数が全体で1万198筆ございました。そのうち、筆界未定となりましたのが1,612筆でございました。

以上です。

○議長（戸坂健一君） 質疑の途中ですが、午後3時30分まで休憩いたします。

午後 3時20分 休憩

---

午後 3時29分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 質問しますけれども、今、ちょうど台風が近づいてきているということで、何かありましたときはまたそれで、議長の判断でとめていただいて結構ですので。

通告した内容について、まずお聞きします。議案62号の決算認定についてでございます。令和6年度勝浦市歳入歳出決算の審査意見書40ページであります。こちら、監査員の意見書なんですけども、結びでございます。最後の部分、経常収支比率99.2%と前年度より0.6ポイントほど改善したわけでございますけれども、依然逼迫した状況であると。今後も財政検証を十分行い、財政構造の弾力性を確保、改善するよう努められたいという意見書の結びがあります。このことを踏まえまして、6年度はもう既に終わっていますが、令和7年度、そして次年度以降に対してのこの部分についての取組、対策について御答弁をいただければと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。

歳入につきましては、過分の負担を強いることなく応分の負担、適正な負担をしていただくという観点の中から、市税で申し上げますと、適正課税、それから適正徴収というところで、徴収率のアップについては先ほど税務課長のほうからも強いお言葉がありました。これについ

ては、税務課あるいは全庁挙げてやっていくというところであります。また、利用料、それから使用料については、経済状況等見ながら適正化を図っていくというところです。

また、令和7年度の決算に向けましては、今年度からの新しい取組として、基金残高の資金運用を開始しております。それについては、来年度の決算について財産収入に計上されるものと考えておりますし、これも経常収支比率の改善につながるものと考えております。

また、歳出につきましても、再三議員さんからも御意見いただいていますけれども、業者からの見積り等々の精査、我々としても、今後、不断の取組としてやっていく、それから支出が適正かどうかのチェックについてもやっていくというところで、ここは、歳出のところはやることはほとんど変わらないんですけども、そういった事業の見直しをやっていく。それから、人件費のところで言うと、人員の適正配置という観点を持って、令和7年、それから令和8年度に向けてやってまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 副市長から1回目の答弁をいただきました。やはり先ほど長田議員の質問にあった分母と分子の部分の話の分母を増やす取組、また分子を減らすという考えでありますけれども、資産運用という話が、今、出ましたけれども、私は、自主財源という話になってくると、たしか令和5年度の決算でいくと、千葉県内で勝浦市、多分、上から3番目だったと思いますね、自主財源比率が。それはふるさと応援寄附金が大いに影響している。上から3番目ということはすごいじゃんという話なんですけど、今回はそうでもない、減っちゃったということでいいんですけども。

私、これまでに、やっぱり歳入なくして歳出なしでございますので、我々、とかく議員というのは歳出に目を向けがちで、あれやれ、これやれということを言う一方、入りの部分についてのというのはなかなかないと思うんですけども、そういった意味で、私はこれまでネーミングライツとか、しかも市道のネーミングライツってありましたね。あとは、別荘保有税とかも提案していますし、海水浴場利用料等々。市営駐車場については令和3年度の一般質問でやつて、私は、今、悪の権化のように市民から言われますけれども。ほかにも、当然、今、話題になっています千葉県、それから千葉市、南房総市、成田市かな、あと鴨川市も、最近、検討を始めたと思いますけれども宿泊税もあります。そういったことをやはり、入りの部分をしっかりとやっていかないといけないというふうに思っています。

そういうことで、今、加藤副市長からも御答弁いただいたわけでありますけど、せっかく今、お話ししたんで、1点だけ、2回目で聞きましょうかね。宿泊税、県が、今度、100円、150円って話がありますけれども、勝浦市として、今、やれとかということではなくて、宿泊税についての考え方についてしかるべき方に御答弁いただける、検討しようとかということではなくて、それについて御答弁いただければと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬觀光商工課長。

○11番（佐藤啓史君） しかるべきって言った。

○議長（戸坂健一君） しかるべき。

元へ。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。

宿泊税については、県、それから県内の市町村で議論されていることを承知してございます。勝浦市におきましては、宿泊税の研究も特段まだ深まっておりません。また、業者とのコミュニケーションも特段取つておらないところでして、現在、こうした新しい課税については検討はしておりません。ただ、県内の動向等を注視しながら、必要に応じて適切な対応を取つてまいりたいというふうに思つています。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 質疑ですので、なかなか難しい、聞き方もあるんですけど、今、加藤副市長の答弁を聞いていてぱつと思い出したのが、この間、加藤副市長とお話ししていたときに、三ヶ月前の公園があるんですよね。あそこの公園の、今、ブランコ使えなくなっちゃったんですけど、あそこ、夏場にいっぱい人が来るんですよ。というのは、さっき言った、言ったじゃないんですけど、ちょっとロケで使われて、聖地みたいになっていて、いろんな人があそこに写真を撮りに来るんですよね。例えば、あそこは市の土地じゃないんですけど、例えまあそこをネーミングライツじゃないんですけど、何々公園みたいな形にすることによって、入りの部分、できたりするんじゃないかななど、今、加藤副市長の顔を見たら思い出したんで、そういうことも歳入確保するという意味で、いろんな部分、勝浦市の財産で入りの部分ができるものってたくさんあると思いますので、その辺は今後の検討としていただきたいということで思います。

続いて、2点ほど、歳出でいきます。252ページの5款農林水産業費、1項農業費、6目林業費で、森林環境整備事業411万4,000円となっています。これについては、大森、上植野、対象面積478ヘクタールでアンケートを行つたということなんですが、これについては森林環境譲与税の活用について支援を図つたとなっておりますが、この内容とアンケート結果について、また、今後の取組について御答弁いただければと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。

令和6年度のアンケート結果でございますが、505件の対象者の方にお送りさせていただきまして、回収数が275件、回収率が54%でございました。

その内容といたしましては、所有する山林の場所が分かりますかという問い合わせに対しまして、全て分かるという方が39%、一部分かるという方が35%、全く分からぬという方が21%でございました。

山林の境界が分かりますかというような問い合わせに対しまして、分かるという方が22%、一部分かるという方が31%、全く分からぬという方が43%でございました。

森林はどのような状態ですかという問い合わせに対しましては、杉、ヒノキを植樹しているという方が14%、雑木林となっているという方が28%、全く分からぬという方が41%いらっしゃいました。

現在、どのように管理しているかという問い合わせにつきましては、自分で管理しているという方が14%、特に管理はしていないという方が75%でございました。

過去10年間の間に間伐などの整備をしましたかという問い合わせに対しましては、整備をしたという方が13%、整備をしていないという方が69%でございました。

所有する山林を、今後、どのようにしたいかという問い合わせに対しましては、適正に整備したい

という方が10%、適正に整備したいができないという方が53%、整備したいと思わないという方が21%でございました。

今後の管理につきましてどのように考えるかという問い合わせにつきましては、誰かに譲りたいという方が33%、管理するつもりはないという方が21%、自分の手で管理したいという方が11%でございました。

アンケートの結果は以上となります。

あと、申し訳ありません、パーセント全部足しても、ちょっと処理の関係で100%になつていなものもありますことを御了解いただきたいと思います。

以上です。

今後の取組につきましては、このアンケート結果を受けまして、他の地区と同じように計画の策定を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 今のアンケート結果、決算審査の委員会の中で、私、委員じゃないんだけど、出してもらうといいかなと思いますね。答弁で聞いただけじゃなくて。

今、これ、令和6年度は大森と上植野なんですけど、ほかの地区って、今、おっしゃったんだけど、ほかの地区も、今後、やっていく予定があるのか。また、この取組に対して、じやあ、誰がやるんですかという話になるんですね。なりわいとして、林業をなりわいとしている人がやる話になると。それとも、自らやるって人は自らやるものなのかとかということで、その点について、ほかの地区で今後はどうするのか、市内全ての地区で、今後、こういったアンケートをやっていくのか、また、このアンケート結果についての取組に対して誰がどのようにやつていくのかという部分についてお答えいただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。

勝浦のほかの地区はというところでございますけれども、市内を7地区に分類しましてアンケートのほうを実施させていただいております。これまで7地区のうち4地区が終わりまして、4地区目が令和6年度の台宿、上植野地区でございました。残りの地区が、関谷、新戸、平田、白木地区を一つのくくりとした地区、蟹田、大楠、南山田、鶴原地区を一つのくくりとした地区、勝浦、興津地区を一つのくくりとした地区、この3つが残っております、それ以外の地区的アンケートそのものは完了しているというところでございます。

誰が、この後、管理をしていくかというところでございますが、計画をつくった後に、勝浦市のほうは千葉県森林経営管理協議会の会員となっておりますところから、この協議会の森林整備集約化支援業務の一つといたしまして、さらなる調査、測量業務を行い、その後、森林の整備というところにつきましては入札によって業者を決定するという予定であります。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 分かりました。ちょっと次の森林整備事業もあるんで、次、そっちへ行きます。同じ252ページの森林整備事業17万8,300円。これは事業内容と成果ということで、これは間伐運搬50立米、事業総額28万5,000なんですけど、これについて、これは一経営体ということなん

ですが、これ、恐らく森林組合さんでやられているんだと思いますが、この内容、それから、この内容について御答弁お願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。

こちらの森林整備事業でございますが、森林の植栽、間伐等の森林整備事業及び獣害対策のための竹林整備などに要する事業費の2分の1を補助する事業でございます。その事業に際しまして、令和6年度におきましては、千葉県森林組合安房事務所のほうから間伐材の運搬ということで申請がございまして、その事業費の2分の1を補助したというところでございます。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 今回、森林環境整備事業と森林整備事業について質疑させていただいていますが、あえてもうここで口頭でお伝えしますが、これ、12月議会で一般質問で、今度、聞きますけど、過去にも森林整備について質問させていただいているんですが、今、森林って勝浦の実は資源だ、財産だと思ったら、莫大な財産が勝浦の森林があるんですね。過去に市議会でも、産業厚生常任委員会で栃木県那珂川町のトーセン、ここが木質バイオをやってたりとか、視察に行きました。ここは自伐型林業ということで、木の駅プロジェクトにも参加しています。同じものが、今、大多喜もあります。トーセンさん、大多喜にあります。

今、勝浦で、こちらで移住して4年ですかね、1年目で起業して、法人株式にして3期目ということだったので4年たつ方が、移住された方で、今、林業をなりわいとしてされている方がいます。この方が、実は大多喜町の地域おこし協力隊の方、実は大多喜町には毎年2人ずつ、今、6名の林業を、林業、森林というか、それで地域おこし協力隊が6名いると。そのうちの1名の研修先というんですかね、それを担っていて、勝浦でもそうなんですが、大多喜とかで、今、森林整備で仕事されています。

その現場を大多喜へ見に行ったんですけども、もう間伐されてきれいになっているんですけど、2トンの車が入れば、軽トラでもいいんだそうです。入っていけば、自分たちでエンボを引いて搬入路というんですか、搬路を造りながら間伐して整備していくと、やっているということがありました。

実際に、勝浦でも、うちの近所でも、今、この間、2日間ぐらいかけて木の伐採をされておりましたけれども、そういうことで、水産業、農業のほかに林業というものが、やっぱりこれから勝浦、これだけの森林という資源が勝浦にはありますので、大多喜は6名、地域おこし協力隊が林業で山に入って従事されているということがありますので、ぜひこれ、勝浦でもこれを参考に、また木の駅プロジェクトとか、大多喜にはトーセンがありますので、知らない方は調べていただきたいと思いますけれども、そういったことで、今回、この森林環境整備事業411万4,000円でアンケート結果を踏まえて、これをやるのが、そういった方が仕事があるんであればなりわいとして成り立つのではないかと思いますので、そういうことで聞かせていただきました。

ということで答弁は結構でございます。以上で終わります。

○議長（戸坂健一君） 次に、戸部薰議員。

○1番（戸部 薫君） それでは、質問をさせていただきます。

62号 決算認定についてであります。最初の決算書30ページ、歳入で14款5目商工使用料についてということでありますけれども、これについては担当課長に既に教えていただきましたので、本日、質問から省かせていただきます。ありがとうございました。

それから、2つ目の質問ですが、議案第62号、同じく決算認定についてであります。一般会計決算の222ページ、歳出、4款衛生費、3目環境衛生費、環境基本計画等策定事業720万5,000円というふうにあります。これについてお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、施策の成果に関する説明書47ページの説明によりますと、地球温暖化防止対策に関する重要な事業というふうに私は考えますので、その内容の概略について、内容のほうの概略で結構ですので、それを教えていただければというふうに思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。

計画の内容でございますが、本計画は、地球温暖化対策の推進に係る法律第21条第3項に基づく計画であります。計画期間は令和7年度から16年度までの10年間、温室ガス排出量の削減量及び平成25年度温室効果ガス排出量と比較しての削減率を目標値として設定しております。国の地球温暖化対策計画に合わせまして、令和12年度を短期目標年度、令和22年度を中期目標年度、令和32年度を長期目標年度と設定しており、短期目標年度の令和12年度までに平成25年度比47%減の温室効果ガス削減を目指す、中期の22年度には25年度比で72%の減、長期の32年度には25年度比で100%減を目標としております。

目標達成に向け、全体の基本方針と部門ごとの基本方針を示しております。具体的な取組、取り組むべきというもので、例えばブルーカーボン等、市の資源を生かした脱炭素の取組、工場や事業所の省エネ、断熱改修及びZEB化の支援促進、公共施設の更新や改修時の省エネ、断熱改修及びZEB化の推進。このZEB化というのは、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、この総称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指した建物のことでございます。あと、ゼロカーボンドライブの推進などが挙げられております。

また、計画の中で進捗管理体制、こちらを設定しております。生活環境課を中心になって計画の進捗状況についての確認を行う。脱炭素関係の分野は、法改正も含め、頻繁に技術革新等も多く、取組の方針など、状況の大きく変わる可能性があることから、状況に応じて柔軟に見直しを行っていくとなっております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。戸部薰議員。

○1番（戸部 薫君） ありがとうございました。メモがし切れませんでしたけれども、大体のことは分かりました。

それで、実は最近、すごく暑い日が毎日続いている、率直にこういう意見が私のところへ寄せられています。「戸部さん、暑くてもうとてもじゃないけど、これ、大変だよ」という、そういう隣近所のおばさんたちが訴えてくるんです。「クーラーは使っていますか」って言ったら、「クーラー使わなかったら死んじゃいますよ」という、そういう話が、毎日、出る今年です。去年よりも今年のほうが暑いと。既にそれはもう発表されているとおりです。やっぱりそういう中で、専門家からは、地球温暖化に関する意見が、本気で今やらないと大変だよという、

そういう意見が、最近、増えてきているなというふうに思っています。

あわせて、この地球温暖化の問題というのは漁獲にも影響していると。先日、たまたまなんですが、テレビを見ていたら、岩手県沖で数年前からイセエビがたくさん捕れるようになったと。おととしよりは去年、去年よりは今年、このままでいけば今年よりは来年のほうももっと捕れるというふうに喜んでいらっしゃる漁民の方が、そういうふうに自信を持っておっしゃっていました。逆に、勝浦などでは、そういう漁獲高がだんだん減っていくんじゃないか、これもやっぱり地球温暖化の影響かなというふうに私は個人的には思っているわけです。

そこで、さっきの隣近所のおばさんたちに、私、答えなくちゃいけないもんですから、先ほど御説明いただいた計画、主な事業内容の概略というものを御説明いただいたわけですが、これを今度はもっと勝浦版に具体化しなくちゃいけないわけですよね。そうしないと実効性、せっかくお金をかけても身にならないということありますから、しっかりした計画というのを、今後、つくられることになるんだろうというふうに思いますけれども、現段階で勝浦市で具体化するすれば、こういうことやこういうことができると考えていますとか、現段階で具体化のアウトラインといいますか、概略といいますか、そういうものがありましたら教えてください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） こういったものにつきましては、例えば身近にお金をかけずにできる、さっき言いましたゼロカーボンドライブ、急発進、急ブレーキなどをかけないでやるようなところでの温暖化排出ガスの削減というものもありますし、先ほどの中にもありました事業所や公共施設の建物のZEB化、こうなりますと、また大きな補助金だとか、それぞれ企業、市役所もそうですけども、財政的なものというものもありますので、こういった技術的なものも含めて、具体的に取り組めるようなものを研究、検討、実施という方向に持っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。戸部薰議員。

○1番（戸部 薫君） ありがとうございました。ぜひ早急にお願いをしたいというふうに思います。

最後なんですが、先日、もし間違っていたら御指摘をください。8月の後半だったと思うのですが、一枚のチラシが入りました。ぜひ皆さん、御協力くださいということで、その中には、例えば食べ物だと、お店に入って注文した食べ物はしっかりと全部食べましょうとか、それから、生ごみを出す場合には水を切ってなるべく出してくださいとか、幾つかありましたね。そのことがやっぱり地球温暖化防止につながるんですよというようなことで、私は、これ、どこが出したんだろうというんで、そのとき、眼鏡がなかったものですから読み取れなかつたわけです。そういう啓発活動、啓蒙活動というのも同時並行してやっぱり必要なのではないかというふうに思っておりますので、答弁は結構です、ぜひ御検討をいただきたいなというふうに思っています。

以上で質問を終わります。

○議長（戸坂健一君） 以上で通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第62号ないし議案第65号、以上4件の決算認定につきましては、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、本案につきましては、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、勝浦市議会委員会条例第5条1項の規定により、岩瀬琢弥議員、岩瀬洋男議員、末吉定夫議員、長田悟議員、岩瀬清議員、狩野光一議員、渡辺ヒロ子議員、以上7名の議員を指名いたします。

なお、本案につきましては、地方自治法第98条第1項の検査権を付与したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、本案につきましては、地方自治法第98条第1項の検査権を付与することに決しました。

---

### 陳情の委員会付託

○議長（戸坂健一君） 日程第2、陳情の委員会付託であります。

今期定例会において受理した陳情のうち、陳情第8号につきましては、既にお手元へ配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

---

### 休　会　の　件

○議長（戸坂健一君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月6日から9月15日までの10日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、9月6日から9月15日までの10日間は休会することに決しました。

9月16日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集を願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして、付託事件の審査をお願いいたします。

---

## 散 会

○議長（戸坂健一君） 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

お疲れのところ恐縮ですが、決算審査特別委員会の方々は、午後4時10分から第一委員会室におきまして、委員長及び副委員長の互選を行っていただきますので、よろしくお願ひいたします。

お疲れさまでした。

午後 4時00分 散会

---

### 本日の会議に付した事件

1. 議案第54号～議案第65号の上程・質疑・委員会付託
1. 陳情の委員会付託の件
1. 休会の件